

# 実翁加馬

設立30周年記念誌

平成28年11月20日発行

横浜市心身障害児者を守る会連盟

## 発刊にあたって

時間の経つのは早いもので、平成18年11月に『明日を翔ける実践』のタイトルで、横浜市心身障害児者を守る会連盟の設立20周年記念誌を発刊してから、さらに10年の月日が流れ、このたび、設立30周年記念誌を発刊する運びとなりました。

この間、横浜市をはじめとする多くの関係諸団体や個人の皆様方に、ご指導、ご支援を賜って10年間の活動が出来ましたことをご報告し、心より感謝の意を申し上げます。

編集は、幹事で担当を決めて分担し、構成団体の紹介部分は各団体で作成し、原稿依頼は事務局が行い、全体を幹事会で検討しながら進めました。

林 文子 横浜市長をはじめご寄稿を賜りました方々に厚く御礼申し上げます。  
以下の諸章は、

第1章：主な活動記録として、守る会連盟の年間4大事業の紹介

第2章：福祉大会の内容紹介

第3章：横浜市政に対する要望書と回答の経過

第4章：構成団体各々の活動内容や課題の紹介

としました。

平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、その環境のもと活動を進めてきました。平成26年1月には「私たち抜きに私たちのことを決めないで」を基本理念とする「障害者権利条約」が批准され、活動が広がってきました。今後は活動がさらに推し進められればと願っております。

最後に、本誌は日揮福祉財団、神奈川新聞厚生文化事業団の助成により作成されました。

何卒お読みいただき、ご参考にしていただければ幸いです。

平成28年11月  
横浜市心身障害児者を守る会連盟  
副代表幹事 熊坂 康

# 目 次

## ごあいさつ

横浜市心身障害児者を守る会連盟代表幹事	清水 龍男 ……	1
---------------------	----------	---

## 30周年を祝う

横浜市長	林 文子 ……	2
------	---------	---

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

障害者支援センター長	森 和雄 ……	3
------------	---------	---

公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事長	平井 晃 ……	4
-------------------------	---------	---

## 新しい30年に向けて

横浜市心身障害児者を守る会連盟 顧問	八島 敏昭 ……	5
--------------------	----------	---

## **第1章 主な活動記録／行事内容紹介** …… 6

障害者の成人を祝うつどい	……	7
--------------	----	---

ふれあいスポーツ大会	……	8
------------	----	---

ふれあいキャンプ	……	9
----------	----	---

福祉大会	……	10
------	----	----

## **第2章 福祉大会**（記念講演／シンポジウムまとめ／大会宣言） …… 11

## **第3章 横浜市政に対する要望と回答の経過** …… 32

## **第4章 構成団体紹介** …… 65

## **資料集** …… 78

1. 横浜市心身障害児者を守る会連盟30年の歩み
2. 横浜市心身障害児者を守る会連盟規約
3. 横浜市心身障害児者を守る会連盟構成団体代表者名簿

## 編集後記

## ごあいさつ

横浜市心身障害児者を守る会連盟  
代表幹事 清水 龍男



横浜市心身障害児者を守る会連盟が設立より30周年を迎えることができました。これもひとえに行政当局を始め、関係団体や支えて下さる多くの皆さまのご支援のたまものと深く感謝を申しあげる次第です。

当連盟は障害の種別を越えた親の会の連合体です。設立された昭和61年は完全参加と平等を掲げた国際障害者の10年の中間年にあたり、様々な障害者施策が動き始めた時期でもありました。特にこの年は年金制度の改革により障害基礎年金が発足し、翌年には障害者の雇用の促進等に関する法律が成立する等、障害者の所得保障において大きく前進した時期でした。

翌年から開始した福祉大会ではその時々に応じたテーマを掲げ講演会やパネルディスカッションを通して親自身が自分を高め、大会宣言では横浜の障害福祉のあり方について提言してきました。

知的障害者は学校にも行けなかった慈善としての福祉の時代から、長く続いた措置の時代、そして社会福祉基礎構造改革からは支援費制度、障害者自立支援法、障害者総合福祉法と、めまぐるしく制度が変わる変転も根底には財源問題があります。福祉サービスが全くなかった時代から今ではありすぎる程、そのサービスを使うことに汲々として親力は落ちていないでしょうか。子どもは手をかけた分しか育ちません。福祉サービスを上手に使うことに心がけて行きたいと思います。

さて、国では、国際障害者権利条約に批准をして、関連する国内法の整備が進められてきました。この条約には社会モデルと呼ばれる考え方が反映されています。障害は障害者ではなく社会が作り出しているという考え方です。そして目指すべきは障害のある人もない人も共に生きて行ける共生社会の実現です。

私たち守る会連盟の活動は、私たちの子どもが、親亡き後も地域で快適な生活を送れる良い社会を作り出すための活動です。諸先輩方が築き上げてこられた連盟の歴史をさらに発展させるように、次の10年に向けて幅広い活動を展開して行く所存です。今後とも関係各位におかれましては、一層のご指導ご支援をお願い申し上げてご挨拶とさせていただきます。

## 発刊によせて - 30周年をお祝いして -

横浜市長 林 文子



横浜市心身障害児者を守る会連盟の結成30周年を心からお祝い申し上げます。

これまでの長きにわたり、障害のある方やそのご家族の皆様の豊かな生活を願い、福祉・教育・医療・就労等の様々な問題について、活発な活動を行ってこられましたことに改めて敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

横浜市心身障害児者を守る会連盟が結成された昭和61年当時の社会情勢は、昭和56年の国際障害者年を契機として、障害のある方々の社会参加を支援する機運が少しずつ高まり始めていました。しかし、住まいや日々の活動場所などの社会資源は少なく、まさに横浜市として、これからどのような施策を充実させていくのか、障害のある方やご家族のご意見を伺いながら様々な取組を進めている時期でした。そのような中、守る会連盟の皆様は障害の種別を越えて連携し、横浜市への提言や啓発活動に積極的に取り組んでこられました。活動に携わる役員の皆様とそれを支えるご家族、関係者の皆様のご尽力により、守る会連盟の自主的な行事であった「障害者の成人を祝うつどい」は、横浜市からの委託事業として全市的な行事へと定着し、「ふれあいスポーツ大会」は趣旨に賛同する民間業者や団体等からの支持を得ながら、多くの方にご参加いただく活動となりました。

この30年間で、国際障害者年で掲げた「完全参加と平等」から、「障害者権利条約」に基づく「共生社会の実現」へと、障害のある方やそのご家族を取り巻く社会環境は大きく変わりました。平成28年4月からは「障害者差別解消法」が施行される一方で、7月に発生した障害者支援施設での事件により、障害のある方やそのご家族、関係者が大きな悲しみと不安に襲われています。この事件で被害にあわれた方々に深く哀悼の意を表するとともに、一日も早いご回復や、安心した生活の実現に向けて、横浜市としても出来る限りの支援に努めていきます。

そして、障害のある方やそのご家族が、身近な地域でいつまでも安心して暮らしていくことができる共生社会の実現に向けて、守る会連盟の皆様方のお力添えを頂きながら「横浜市障害者プラン」に基づき、普及啓発や障害の理解に向けた取組を着実に推進していきます。

終わりに、横浜市心身障害児者を守る会連盟のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

## 守る会連盟30周年に寄せて

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会  
障害者支援センター  
センター長 森 和 雄



この度、30周年を迎えられこと、誠におめでとうございます。同じ時代を共に歩んできたものとして、心からお祝い申し上げます。

この30年、守る会連盟は、障害児・者のため、障害者の成人を祝うつどい、ふれあいスポーツ大会、ふれあいキャンプなど様々な活動を行われ、著しい成果をあげてこられました。また、福祉大会においては、家族などの立場から数々の課題が提起され、横浜における障害者施策の牽引役として大きな役割を果たされてきました。それらの活動はいずれもとても素晴らしいものでした。一方、時代も昭和から平成に移り、バブル景気の時代から、節約一辺倒の時代へと変わりました。更に、平成15年の支援費制度の導入、続く平成18年の障害者自立支援法の施行、平成25年の障害者総合支援法への移行など、障害児・者の暮らしと活動に直結する制度も大きく揺れ動きました。これらの様々な変化は、守る会連盟の諸々の活動にも一定の影響を及ぼしてきていると思います。このように様々な変化の中にあっても、今後も、障害児・者の最も近い存在として、広く声を届けていただけることを願っています。

社会の障害児・者への理解もこの30年でおそらく一定程度進み、障害児・者の生活に向けたいろいろな制度・システムもそれなりに整えられたと思います。平成28年には障害者差別解消法も施行されました。しかし、私ども障害者支援センターがまだ役割を終えられないように、守る会連盟もまだ、その活動を弱めるわけにはいかないのが日本の現状だと思います。障害児・者、そして、その家族の皆さんにとって、「支援」も「守る」こともいらない社会の実現に向けての努力を一層強めていかなければなりません。

30周年という活動の一区切りを迎えられた今、これまで以上に活動の輪を広げられ、障害児・者の福祉のため、ご尽力いただきたく期待いたします。私たち障害者支援センターは、今後も、守る会連盟とともによりよい障害者福祉の追求に努めていきたいと思っております。

## 守る会連盟30周年記念誌の発刊に寄せて

公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会  
理事長 平井 晃



横浜市心身障害児者を守る会連盟の結成30周年を心からお祝い申し上げます。

皆様方が、障害の種別を越えた相互理解を基盤として、障害児者の福祉推進に向け、長年にわたって真摯な活動を続けてこられましたことに敬意を表します。

「守る会」の皆様方が、障害と向き合うなかで、実生活の中から解決への糸口を見出し、当事者として発信してきたことは、これまでに様々な仕組みとなって結実してまいりました。一方で、少子高齢社会の進展等による社会環境の変化は、障害児者とその家族にも影響を与えており、将来への不安を感じている方もいらっしゃると思います。共生社会への道のりは、常に途上にありますが、こうした時こそ、「守る会」の皆様が当事者ならではの視点で周囲に働きかけ、多くの実践の中から培ってきた豊かな経験は、今後の課題を解決していくうえで大きな財産となることと思います。

折しも、本年4月には障害者差別解消法が施行されました。障害を理由に分けへだてられることなく、かけがえのない個人として互いに尊重しあえる共生社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出す記念すべき年となりました。皆様が、これまで積み重ねた取組みを基盤としながら、この法律を地域社会の中に大きく育ててまいりましょう。

浜身連といたしましても、障害者を取り巻く課題の解決にあたっては、貴団体をはじめとする関係組織・団体との連携が不可欠と考えています。これまで、「守る会」の皆様から当連合会や障害者社会参加推進センターの活動に大きなお力添えをいただきましたことに感謝を申し上げますとともに、引き続き、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

人は誰でも幸せでありたいと願っています。人との交流を通じて共感しあうこと、可能性を見出し実現していくこと、安全が確保され安心して暮らしていけること等、こうした願いを誰もが等しく実現していくことができる社会を目指して、共に力を合わせていきましょう。



## 新しい30年にむけて

横浜市心身障害児者を守る会連盟  
顧問(前代表幹事) 八島 敏昭



「横浜市心身障害児者を守る会連盟」は昭和61年3月15日に横浜市中央児童相談所で発会式を行い、夏に横浜市長と横浜市教育委員会に要望書の提出と要望内容説明会を実施し、昭和62年1月12日に要望書の回答を頂いて連盟としての活動が廻り始めました。

当時各親の会は「横浜障害児を守る連絡協議会」を除くと障害別で活動していましたが、県の父母の会連盟のような組織が横浜市にも必要であるという先輩方の思いがあって結成が呼びかけられたのだと思います。各親の会から選出された幹事で幹事会を構成し、毎月1回の幹事会を中心に活動が進められ、現在に到っています。活動の基本的な考え方は、

①各親の会の最重要テーマは、連盟をあげて実現に向けて協力、支援しよう

②障害福祉の全体的な重要テーマは全ての親の会がその解決、実現に向けて取り組もう

というものでした。又活動の中核は、横浜市に対する要望書の提出、話し合いとその実現ですが、中心となった活動(事業)は春の「ふれあいスポーツ大会」、夏の「ふれあいキャンプ」、秋の「福祉大会」、正月の「障害者の成人を祝うつどい」です。各事業は、幹事会のメンバーだけでなく、実行委員会を開催し、以前からのメンバーの方々にも入って頂いて、反省会・計画・実行という流れで取り組みました。どの事業にも多くのボランティアの方々参加を頂き、多くの市民の皆さまと共にふれあう中で、事業を実施してきたことが、30年間継続されてきた最大の理由であろうと考えています。

最近の連盟の活動における大きな変化は

①当事者の参加があること

②若いお父さんの参加があること

等があると思います。横浜市の障害福祉の文化の歴史には「当事者性」や「自主性」という噛み締めれば噛み締めるほど味のある、内容のあるキーワードがあります。大切にすべきだと思います。

障害児者の真の代弁者としての「横浜市心身障害児者を守る会連盟」が新しいメンバーを迎えて、新しい30年にむけて歩み続け、障害者本人の幸せに繋がる新しいキーワードの創設に取り組まれる事に期待しています。



# 第1章 主な活動記録／行事内容紹介

## 障害者の成人を祝うつどい

「障害者の成人を祝うつどい」の歴史は、1973年（昭和48年）1月に桜木町ゴールデンセンターで第1回が行われたことに始まります。従業員の成人式に障害者の成人を招待して共に祝いましょうと誘われたのがきっかけで、当時の横浜市在宅障害者援護協会（在援協、現在の障害者支援センター）の呼び掛けで肢体不自由児父母の会の会員の参加がありました。

1982年（昭和57年）の第10回までは桜木町ゴールデンセンターで行われ、その後は在援協の支援を受けながら障害者の種別を問わず共に祝う目的で心身障害児者の団体で実行委員会を立ち上げ、独自の行事になりました。その後、1991年（平成3年）に守る会連盟の行事となり会場も横浜あゆみ荘へと移りましたが、1993年（平成5年）に参加者の増加に伴い会場を横浜あゆみ荘からスペースの広い横浜ラポールへと移すことになり、その時より1部にシアターで式典、2部にサブアリーナにてアトラクション～祝賀会という構成で開催をされることになりました。

それから22年後の2015年（平成27年）より参加者も200名へと迫る中で、会場を横浜ラポールのシアターから更に広いメインアリーナへと移すこととなりました。

そして・・・今年の2016年（平成28年）の第44回の「障害者の成人を祝うつどい」では、横浜市長をはじめたくさんの来賓の方々に見守られる中で、遂に200名を超える215名の参加者で盛大に開催することができました。すでに2017年（平成29年）の第45回の「障害者の成人を祝うつどい」へ向けて連盟では実行委員会を立ち上げています。第45回でもたくさんの新成人の方々の笑顔に会えるのが今から楽しみです。

最後に、連盟も30年という節目を迎え、新たな10年、20年へ向けてのスタートを切りました。この伝統ある行事も45回・50回・60回と新たな歴史を刻んでいければと思います。その1ページに少しでも自らが関わられるように、皆さんと共に協力させていただきたいと思います。

回数	開催日	参加者数
第35回	平成19年1月21日	164名
第36回	平成20年1月20日	161名
第37回	平成21年1月18日	149名
第38回	平成22年1月17日	163名
第39回	平成23年1月16日	173名
第40回	平成24年1月15日	177名
第41回	平成25年1月20日	195名
第42回	平成26年1月19日	183名
第43回	平成27年1月18日	155名
第44回	平成28年1月17日	215名



## ふれあいスポーツ大会

この10年間を振り返ってみると第25回（平成20年5月11日）・第28回（平成23年5月28日）・第32回（平成27年5月16日）の3大会が、雨の為中止となりました。

3月から数回の実行委員会を開いて準備をしてきましたが、天候には勝てずやむなく中止となりました。前日には用具搬入等の準備をしましたが、用具も使わないままに片付けを行い大変残念な思いをしました。

メイン競技として

- 第24回    がんばれ カズ！  
カズを応援するようなサッカー競技です。
- 第26回    開港150周年記念レース  
開港150周年を記念し、黒船を使った競技です。
- 第27回    めざせ！ワールドカップ 南アフリカ  
サッカーワールドカップに向かっのサッカー競技です。
- 第29回    めざせ！ロンドンオリンピック  
ロンドンオリンピックに向かっのサッカー競技です。
- 第30回    みんなで応援しよう！横浜ビーコルセアーズ  
ビーコルセアーズを応援するバスケット競技です。
- 第31回    めざせ！ワールドカップ ブラジル  
サッカーワールドカップに向かっのサッカー競技です。
- 第33回    がんばれ！ごろうまる  
ラグビー競技です。

### ふれあいスポーツ大会開催状況

開催	開催日	場所	参加人数
第24回	平成19年5月27日（日）	三ッ沢公園補助陸上競技場	700
第25回	平成20年5月11日（日）	三ッ沢公園補助陸上競技場	雨天中止
第26回	平成21年5月31日（日）	三ッ沢公園補助陸上競技場	600
第27回	平成22年5月30日（日）	三ッ沢公園補助陸上競技場	750
第28回	平成23年5月28日（土）	三ッ沢公園補助陸上競技場	雨天中止
第29回	平成24年5月27日（日）	三ッ沢公園補助陸上競技場	500
第30回	平成25年5月25日（土）	三ッ沢公園補助陸上競技場	650
第31回	平成26年5月17日（土）	三ッ沢公園補助陸上競技場	650
第32回	平成27年5月16日（土）	三ッ沢公園補助陸上競技場	雨天中止
第33回	平成28年5月29日（日）	三ッ沢公園補助陸上競技場	458

### ご協力頂いた団体

自動車総連神奈川地方協議会  
電機連合神奈川地方協議会  
横浜国際福祉専門学校  
聖ヶ丘教育福祉専門学校

横浜市社会福祉協議会 ボランティアセンター  
横浜市港北区社会福祉協議会 ボランティアセンター  
日本郵政グループ労働組合横浜中央郵便局支部  
日本郵政グループ労働組合横浜港北支部

### 入場行進



### 大どんでん返し つなひき





## ふれあいキャンプ

昭和57年に山中湖YMCAセンターで始まったふれあいキャンプも34回を迎えることができました。ところが残念なことに第34回をもって終了となりました。その間、実行委員・ボランティアさん・関係部署の方々にご協力・ご支援を賜り、34回無事故で活動する事ができました。特に第16回からは、一般ボランティアさんの他に創価大学ギター部の方々の継続的なボランティア参加には、大変助かりました。深く感謝いたします。

さて、この10年を振り返ってみると、暑い日が多く、熱中症に気を付け絶えず水分補給を考えていました。プログラムとしては、あゆみ荘を起点に

初日：横浜動物園ズーラシア・夜のレクリエーション

ズーラシアでは、オカピまでたどり着いたのは、数名でした。

2日目：こどもの国・キャンプファイヤー

こどもの国では、途中せせらぎでボランティアさんと一緒に水遊び。楽しそうでした。

最終日：川和富士公園散策・スイカ割り

スイカ割りでは、全員ができるまでスイカが割れないかヒヤヒヤでした。

また、第33回では、2日目・最終日が台風の為、室内でのレクリエーションとなりました。

### ふれあいキャンプ実施状況

	開催期間	参加者	ボランティア	実行委員	合計
第26回	平成19年8月3日～5日	19	23	19	61
第27回	平成20年8月8日～10日	23	33	21	77
第28回	平成21年8月7日～9日	21	39	19	79
第29回	平成22年8月6日～8日	22	33	20	75
第30回	平成23年8月5日～7日	22	29	17	68
第31回	平成24年8月3日～5日	18	33	19	70
第32回	平成25年8月2日～4日	24	27	19	70
第33回	平成26年8月8日～10日	20	20	22	62
第34回	平成27年8月7日～9日	18	18	21	57



## 福祉大会（20回から29回のまとめ）

福祉大会は横浜市心身障害児者を守る会連盟を設立以来、毎年欠かさず開催してきました。その時期に応じたテーマで講師を選びパネルディスカッション形式で開催したこともありますが、最近では平成27年4月にまとめた第3期横浜市障害者プランの説明会を同時に行っています。

20回大会は、日本社会福祉士会理事で権利擁護センターぱあとなあ運営委員長の古畑英雄氏による講演会では、施設で暮らしている障害者の権利擁護、成年後見制度について講演をしていただきました。

21回大会の講師は弁護士で、千葉県で立ち上げた権利擁護事業PACガーディアンズ理事長の佐藤彰一氏でした。成年後見制度が本質的にどんな制度なのか、どういうふうに使われているか、どんなところで役に立つか、どうやって活用していくか、成年後見だけでは足りないなど、わかりやすくエピソードを混じえながら納得のいく講演でした。

22回大会はそれまでとは形を変え、3人の発達障害児をもつシンガーソングライターのうすいまさと氏による講演会&コンサートで、お子さんの様子を伝える中で障害に対する正しい理解を広めていきたいという思いと親の願いが歌を通して感じられました。

23回大会は7団体共催による講演会とシンポジウムを行いました。講演は社会福祉法人ロザリオの聖母の会の荒井隆一氏にお願いし、平成19年に行った入所施設待機者調査の調査結果をもとにシンポジウムを行いました。この調査の結果から見えてきた課題は第2期横浜市障害者プランに、親亡き後も地域で安心して暮らせる将来にわたるあんしん施策として盛り込まれました。後見的支援制度や多機能型拠点に反映されています。

24回大会は平成22年度よりスタートした将来にわたるあんしん施策の進捗状況の説明と、10月より先行4区でスタートした後見的支援制度について、横浜市より説明していただきました。

25回大会は将来にわたるあんしん施策の説明と後見的推進事業が発足から1年がたち、利用登録者数が136人、あんしんキーパーが122人に増えたことの報告があり、横浜移動サービス協議会副理事長より移動支援について制度のことや使い方、ガイドヘルパー制度についてなどわかりやすく話していただきました。

26回大会は前回同様に将来にわたるあんしん施策の説明と後見的支援制度を進めていく上で必要になるあんしんノートの活用についてNPO法人ゆうの風事務局長よりあんしんノートの必要性と活用方法について詳細に説明していただきました。

27回大会は将来にわたるあんしん施策について25年度の進捗状況を説明していただき、講演会は弁護士で後見的支援制度検証委員をされている川島志保氏よりわかりやすい権利擁護の講演をしていただきました。

28回大会は横浜市第3期障害者プラン（素案）についての説明をしていただき、今回は障害者に対する啓発を含めた映画「39窃盗団」（監督・脚本：押田興将）を上映しました。ダウン症の青年が主役を演じる、意外と社会派？コメディ〜障害があってもいつも笑いがある〜。障害を取り巻く現実を明るく描いた映画です。

29回大会は高齢化社会にむけて障害者の家族も高齢化に伴い、親亡き後のあんしん施策として、成年後見人をどうするかと悩む家族が増えてきた現実をふまえて、弁護士の内嶋順一氏にわかりやすい成年後見制度について講演いただきました。

### 第29回福祉大会



## 第2章 福祉大会

(記念講演／シンポジウムまとめ／大会宣言)

## 第20回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

平成18年11月19日（日）13:00～

### 第1部 式典

代表幹事挨拶 深澤 忠一

活動報告 八島 敏昭 副代表幹事

### 来賓挨拶

外ノ池 浩志 氏 健康福祉局 障害福祉部 部長

中島 文雄 氏 横浜市こども青少年・健康福祉病院経営委員会委員

斎藤 史郎 氏 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会会長

沼尾 雅徳 氏 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事

### 来賓紹介

大久 純男 氏 横浜市会議長

川口 珠江 氏 横浜市会議員

米盛 裕子 氏 横浜市会議員

敷田 博昭 氏 神奈川県会議員

大塩 東百一 氏 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール館長

山田 利夫 氏 横浜市身体障害者団体連合会事務局長

石本 隆司 氏 横浜市障害者地域作業所連絡会副会長

三橋 紀子 氏 横浜市障害者地域活動ホーム連絡会会長

大谷 義輝 氏 神奈川新聞厚生文化事業団事務局長

宮川 親興 氏 知的関連施設協議会副会長

松本 喜夫 氏 神奈川県心身障害児者を父母の会連盟

小出 昇一 氏 知的障害者育成会専務理事

上條 浩 氏 横浜市健康福祉局障害福祉課育成係長

### 感謝状贈呈

団体 13団体 個人 9名

### 第2部 講演会

講師 古畑 英雄 氏 社団法人 日本社会福祉士会理事

権利擁護センターぱあとなあ運営委員長

テーマ 「障害児者を護るために、今できること」



## 第20回 福祉大会大会宣言

私ども横浜市心身障害児者を守る会連盟は、今般、十分な議論が無いまま成立した「障害者自立支援法」に強い不安を抱いています。

そのため、同法案が施行されても、障害児者及び家族がこの横浜で安心して地域生活を継続することができるよう、横浜市独自に新たな障害者施策を創設し、障害福祉施策がさらに、充実されることを強く要望するものです。

私どもは、横浜市の障害福祉のあり方に関して次の事項が実現されるよう、第20回福祉大会の名において宣言いたします。

1. サービスの支給決定とその過程においては、セルフマネジメントを原則とし、セルフマネジメントが難しい人には、ケアマネジメントの手法による支援を提供し、本人が望む活動や暮らしを実現させること。
1. 「障害者自立支援法」の施行により、既存の制度・事業の検討を開始する場合には、必ず検討会を設置し、当連盟をはじめとする障害団体関係者の参加を保障すること。また、関連する予算を削減しないこと。
1. 定率（応益）負担については、所得保障の整備がされない間は、障害児者及び家族が必要なサービスを受けられ、かつ現状の生活水準を維持できるよう必要な措置を講ずること。
1. 市町村障害福祉計画策定にあたっては、障害者とその家族のニーズを十分反映させるものとする。また、必要な調査を必ず実施し、その結果を公表すること。

私ども横浜市心身障害児者を守る会連盟は、医療・教育・福祉・労働に関する必要な支援策、本人を含めた家族の地域での生活を支えるための施策について提言すると共に、出来ることは自らも実践していきます。

平成18年11月19日

第20回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

## 第21回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

平成19年11月18日（日）13:00～

### 第1部 式典

代表幹事挨拶 八島 敏昭

活動報告 清水 龍男 副代表幹事

### 来賓挨拶

外ノ池 浩志 氏 健康福祉局 障害福祉部部長

沼尾 雅徳 氏 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事

### 来賓紹介

川口 正寿 氏 横浜市会議員

菅野 義矩 氏 横浜市会議員

仁田 昌寿 氏 横浜市会議員

飯田 助尚 氏 横浜市会議員

清水 清 氏 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール副館長

門脇 宏 氏 社団法人横浜市身体障害者団体連合会理事

石本 隆司 氏 横浜市障害者地域作業所連絡会

山本 俊彦 氏 横浜市知的障害関連施設協議会事務局長

細野 博嗣 氏 横浜市健康福祉局障害福祉部障害福祉課長

大木 克之 氏 横浜市健康福祉局障害福祉課地域活動支援係長

### 第2部 講演会

講師 佐藤 彰一 氏

(法政大学法科大学院教授・弁護士・特定非営利活動法人PACガーディアンズ理事長)

テーマ“成年後見-生きる-活きる、人と関わる支援を”

## 第21回福祉大会大会宣言

私ども横浜市心身障害児者を守る会連盟は、今般、十分な議論のないまま成立した「障害者自立支援法」見直しに強い関心を抱いています。

同法案が見直されても、障害児者及び家族が、この横浜で安心して地域生活を継続することができるよう、横浜市独自に新たな障害者施策を創設し、障害福祉施策が、さらに充実されることを強く要望するものです。

私どもは、横浜市の障害福祉のあり方に関して、次の事項が実現されるよう、第21回福祉大会の名において、宣言いたします。

1. サービスの支給決定とその過程においては、セルフマネジメント（自己選択、自己決定）を原則とし、セルフマネジメントが難しい人には、ケアマネジメントの手法による支援を提供し、本人が望む活動や暮らしを実現させること。
1. 「障害者自立支援法」の施行により、既存の制度・事業の検討を開始する場合には、必ず検討会を設置し、当連盟をはじめとする障害団体関係者の参加を保障すること。また、関連する予算を削減しないこと。
1. 定率（応益）負担については、所得保障の整備がされない間は、障害児者及び家族が必要なサービスを受けられ、かつ現状の生活水準を維持できるよう必要な措置を講ずること。
1. 障害者自立支援協議会の設置にあたっては、委員の中に障害者や家族を参加させ、障害者とその家族のニーズを十分反映させるものとする。

私ども横浜市心身障害児者を守る会連盟は、医療・教育・福祉・労働に関する必要な支援策、本人を含めたこの家族の地域での生活を支えるために施策について提言すると共に、出来ることは自らも実践していきます。

平成19年11月18日

第21回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

## 第22回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

平成20年11月16日(日)13:00～

### 第1部 式典

代表幹事挨拶 八島 敏昭  
事業報告 清水 龍男 副代表幹事

### 来賓祝辞

菊地 武廣 氏 横浜市福祉局障害福祉部長  
松本 敏 氏 こども青少年・健康福祉・病院経営委員会委員長  
小澤 貞一 氏 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター事務室長

### 来賓紹介

高野 明子 氏 日本共産党 横浜市議員団 副団長  
荻野 慶子 氏 ネットワーク横浜市議員団 副団長  
大塩 東百一 氏 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール館長  
松本 喜夫 氏 神奈川県心身障害児者父母の会連盟代表幹事代行

### 第2部 講演会&うすいまさとコンサート

障害のある3児の父であるうすいまさとさんから「生まれてくれてありがとう」  
～発達障害のかわいい天使たち～

## 第22回福祉大会大会宣言

平成18年10月「障害者自立支援法」が完全施行されてから2年が経過しました。私ども横浜市心身障害児者を守る会連盟は、応益負担原則の介護保険をモデルとして作られた同法の抜本的改正を求めてきました。政府はこれら全国的に沸きあがった声に呼応する形で、二度に渡る激変緩和策を講じましたが、これとて暫定的な措置で原則が変わる訳ではありません。

今、同法施行3年後の見直しの時期を迎え、応益負担を応能負担に戻す事を強く要望するものです。

私どもは横浜市の障害福祉のあり方に関して次の事項が実現されるように第22回福祉大会の名において宣言いたします。

1. 障害児に対する国基準と従来負担額との差額助成は、児童福祉法が抜本的に改正されるまでは継続すること。
1. 障害者の所得保障制度として、障害基礎年金を国民の最低生活水準まで引き上げるように国に働きかけること。
1. グループホーム、ケアホーム等、地域で暮らす場の整備を急ぐこと。
1. 中度、軽度の障害者にも医療費助成を行うこと。
1. 現状に合わない障害程度区分認定を見直し、横浜市独自のものを制定すること。
1. 就労支援は障害者一人ひとりの障害特性に配慮をして拙速(せっそく)にならぬよう努めること。

私ども横浜市心身障害児者を守る会連盟は医療・教育・福祉・労働に関する必要な支援策、本人を含めた家族の地域での生活を支えるための施策について提言すると共に、出来ることは自らも実践していきます。

平成20年11月16日

第22回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

## 第23回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

平成21年11月15日(日) 13:00～

### 第1部 式典

代表幹事挨拶 八島 敏昭  
事業報告 清水 龍男 副代表幹事

### 来賓祝辞

菊地 武廣 氏 横浜市福祉局障害福祉部長  
高梨 晃嘉 氏 こども青少年・教育委員会 委員長  
小澤 貞一 氏 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター事務室長

### 来賓紹介

斎藤 達也 氏 横浜市会議員  
関 美恵子 氏 横浜市会議員  
飯沢 清人 氏 横浜市会議員  
飯田 助尚 氏 横浜市会議員  
井上 孝夫 氏 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール館長  
平井 晃 氏 横浜市身体障害者団体連合会理事長  
佐藤 文明 氏 横浜市障害者地域作業所連絡会会長  
三橋 紀子 氏 横浜市障害者地域活動ホーム連絡会会長  
松本 喜夫 氏 神奈川県心身障害児者父母の会連盟代表幹事  
細野 博嗣 氏 横浜市健康福祉局障害福祉部障害福祉課長  
高島 友子 氏 横浜市健康福祉局障害福祉課地域活動支援係長

### 第2部 入所施設待機者調査シンポジウム(7団体共催)

基調講演 荒井 隆一 氏

社会福祉法人ロザリオの聖母の会グループホーム支援センター長

### シンポジスト

高橋 智一 氏 横浜市健康福祉局事業支援係長  
山本 俊彦 氏 社会福祉法人 横浜やまびこの里ポルト能見台施設長  
佐藤 文明 氏 横浜市障害者地域作業所連絡会会長  
八島 敏昭 氏 横浜市心身障害児者を守る会連盟代表幹事  
室津 滋樹 氏 横浜市グループホーム連絡会会長

司会 小嶋 己千代 氏 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター事務室次長

主催(共催)： 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター  
横浜市障害者地域作業所連絡会  
横浜市障害者地域活動ホーム連絡会  
横浜市グループホーム連絡会  
横浜市知的障害関連施設協議会  
神奈川県立保健福祉大学社会福祉学科  
横浜市心身障害児者を守る会連盟

## 第23回福祉大会大会宣言

私ども横浜市心身障害児者を守る会連盟は、所得保障を棚上げしたままで応益負担を求めた「障害者自立支援法」の抜本的改正を求めてきました。

ところが、歴史はさらに一步先を進み政権交代が実現しました。

その政府の中心である民主党の政権公約によると「障害者自立支援法を廃止して、障害者福祉制度を抜本的に見直す」とあります。

新制度の確立にあたり、障害児者及び家族が安心して地域生活を送るために、障害当事者および団体の意見を最大限尊重される事を強く要望するものです。

私どもは横浜市の障害福祉のあり方に関して次の事項が実現されるように第23回福祉大会の名において宣言いたします。

1. 『将来にわたるあんしん施策』を確実に構築し推進すること。
1. 障害児に対する国基準と従来の負担額との差額助成は、新制度における法整備の実現までは継続して療育の利用の断念を防ぐこと。
1. 障害者に対する新型インフルエンザ対策を急ぐこと。
1. 障害程度区分の廃止、見直しに関しては、障害者団体の意見を取り入れ、現状に合ったものにする事。
1. 障害者の所得保障の柱である障害基礎年金を大幅に引き上げるように国に働きかけること。
1. 中度、軽度の障害者にも医療費助成を行うこと。

私ども横浜市心身障害児者を守る会連盟は保健・医療・教育・福祉・労働に関する必要な支援策、本人を含めた家族の地域での生活を支えるための施策について提言すると共に、出来ることは自らも実践していきます。

平成21年11月15日

第23回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会



## 第24回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

平成22年11月21日(日) 13:00～

### 第1部 式典

代表幹事挨拶

八島 敏昭

事業報告

清水 龍男 副代表幹事

### 来賓祝辞

細野 博嗣 氏	横浜市福祉局障害福祉部障害企画課長
大滝 正雄 氏	こども青少年・教育委員会委員長
沼尾 雅徳 氏	横浜市社会福祉協議会障害者支援センター長

### 来賓紹介

五十嵐 節馬 氏	こども青少年局・教育委員会副委員長
谷地 信次 氏	健康福祉局・病院経営委員会副委員長
麓 理恵 氏	こども青少年・教育委員会委員
田野井 一雄 氏	健康福祉局・病院経営委員会委員
望月 康弘 氏	健康福祉局・病院経営委員会委員
荻原 隆宏 氏	健康福祉局・病院経営委員会委員
井上 孝夫 氏	障害者スポーツ文化センター横浜ラポール館長
平井 晃 氏	社団法人横浜市身体障害者団体連合会理事長
松本 喜夫 氏	神奈川県障害児者父母の会連盟代表幹事
石本 隆司 氏	横浜市障害者地域作業所連絡会会長代理
早坂 由美子 氏	横浜市活動ホーム連絡会副会長

### 第2部 講演会

～将来にわたるあんしん施策 説明会～

説明者 細野 博嗣 氏 横浜市健康福祉局障害企画課長

後見的支援制度の取り組みについて

後見的支援推進法人 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター

統括あんしんマネジャー 瀧澤 久美子 氏

## 第24回福祉大会大会宣言

昨年9月に新政権が発足して障害者を取りまく施策も大きく変わろうとしています。政府では、国連障害者権利条約の批准に伴う国内法制の見直しを計るために、内閣に障がい者制度改革推進本部を設置し、その下に障がい者制度改革推進会議を設けました。この推進会議で新たな障害者差別禁止法や障害者虐待防止法の制定とともに、障害者施策に関する法律や制度の見直しについての検討が進められています。

福祉分野では、障害者自立支援法の廃止と障がい者総合福祉法（仮称）の制定に向けた検討が始まり、教育分野ではインクルーシブ教育を踏まえた見直し、また就労や所得保障のあり方など活発な議論がなされています。

私どもは、障害者とその家族が、各ライフステージに応じた適切な支援が受けられるような制度改革となるように国に対して強く要望するものです。

私どもは、横浜市の障害福祉のあり方に関しても次の事項が実現されるように第24回福祉大会の名において宣言致します。

1. 横浜市障害者プラン（第2期）を推進して将来にわたるあんしん施策を確実に前進させる事。
1. 横浜市障害者差別禁止条例を制定すること。
1. 障害児に対する国基準と従来の負担額との差額助成は継続して療育の利用の断念を防ぐこと。
1. 障害者の所得保障の柱である障害基礎年金を大幅に引き上げるように国に働きかけること。
1. 中度、軽度の障害者にも医療費助成を行うこと。
1. 就労支援は障害者一人ひとりの障害特性に配慮をして拙速にならないように努めるとともに、就労後のフォローに重点をおくこと。

私ども横浜市心身障害児者を守る会連盟は保健・医療・教育・福祉・労働に関する必要な支援策、本人を含めた家族の地域での生活を支えるための施策について提言すると共に、出来ることは自らも実践していきます。

平成22年11月21日

第24回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

## 第25回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

平成23年11月20日(日)13:00～

### 第1部 式典

代表幹事挨拶

八島 敏昭

事業報告

清水 龍男 副代表幹事

### 来賓祝辞

嘉代 哲也 氏 横浜市福祉局障害福祉部障害企画課長

横山 正人 氏 健康福祉局・病院経営委員会副委員長

竹内 勇 氏 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター事務室長

### 来賓紹介

荻原 隆宏 氏 こども青少年局・教育委員会副委員長

伊藤 大貴 氏 こども青少年局・教育委員会副委員長

行田 朝仁 氏 こども青少年局・教育委員会委員

高橋 正治 氏 こども青少年局・教育委員会委員

山下 正人 氏 こども青少年局・教育委員会委員

白井 正子 氏 こども青少年局・教育委員会委員

井上 孝夫 氏 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール館長

平井 晃 氏 社団法人横浜市身体障害者団体連合会理事長

松本 喜夫 氏 神奈川県心身障害児者父母の会連盟代表幹事

石本 隆司 氏 横浜市障害者地域作業所連絡会会長代

### 第2部 講演会

将来にわたるあんしん施策説明会

説明者

嘉代 哲也 氏 横浜市健康福祉局障害企画課長

移動支援について報告

報告者

山野上 啓子 氏 NPO法人横浜移動サービス協会

司会

瀧澤 久美子 氏 横浜市社会福祉協議会統括あんしんマネジャー

## 第25回福祉大会大会宣言

今年3月11日に東日本大震災という惨事に日本は襲われました。マグニチュード9.0の地震、大津波そして福島第一原発の事故と、次々とおこる惨事に息をのむばかりでした。一瞬にして家族や家をさらわれた人の心情を思うと暗たんたる気持ちになります。

一方、大勢の人がボランティアとして現地に入り、復興の手助けをしている姿からは、無縁社会と言われた現代に「絆」を取り戻すきっかけを与えてもらえた様に思えます。未曾有の震災発生から8ヵ月が経過した今、あらためて震災の犠牲になられた方々のご冥福をお祈りすると共に、今も避難生活を余儀なくされている方々に対して、息の長い支援をして行くことをお誓いいたします。

私どもは、横浜市の障害福祉のあり方に関して、次の事項が実現されるように第25回福祉大会の名において宣言いたします。

1. 災害時における要援護者対策を早急に構築すること。
1. 後見的支援推進事業については、市内何処の行政区にいても同一のサービスが受けられるように整備を急ぐこと。
1. 移動支援事業については、障害の程度にかかわらず使い勝手のよいものにすること。
1. 多機能型支援事業については、全6ヶ所中2ヶ所の計画が出されています。残り4ヶ所についても計画通り必ず整備すること。
1. 横浜市障害者差別禁止条例を制定すること。
1. 横浜市独自に創設されている障害児施設及び利用者への支援の充実の制度は、今後も療育の利用の断念を防ぐために継続すること。
1. グループホーム、ケアホーム等、地域で暮らす場の整備を着実に推進すること。
1. 就労支援は障害者一人ひとりの障害特性に配慮をし、拙速にならないよう努めるとともに、就労後のフォローに重点をおくこと。

私ども横浜市心身障害児者を守る会連盟は保健・医療・教育・福祉・労働に関する必要な支援策、本人を含めた家族の、地域での生活を支えるための施策について提言すると共に、出来ることは自らも実践していきます。

平成23年11月20日

第25回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

## 第26回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

平成24年11月18(日)13:00～

### 第1部 式典

代表幹事挨拶

八島 敏昭

事業報告

清水 龍男 副代表幹事

来賓祝辞

佐藤 友也 氏 横浜市福祉局障害福祉部障害福祉課長  
斉藤 伸一 氏 横浜市会健康福祉・病院経営委員会委員長  
竹内 勇 氏 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会  
障害者支援センター事務室長

### 来賓紹介

藤代 哲夫 氏 健康福祉・病院経営委員会委員  
大山 しょうじ氏 健康福祉・病院経営委員会委員  
竹内 康洋 氏 健康福祉・病院経営委員会委員  
望月 高德 氏 健康福祉・病院経営委員会委員  
古谷 靖彦 氏 健康福祉・病院経営委員会委員  
坂本 勝司 氏 こども青少年・教育委員会委員  
白井 正子 氏 こども青少年・教育委員会委員  
杉田 貢 氏 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール副館長  
平井 晃 氏 社団法人横浜市身体障害者団体連合会理事長  
原木 哲夫 氏 横浜市障害者地域作業所連絡会会長代理  
松本 喜夫 氏 神奈川県心身障害児者父母の会連盟代表幹事

### 第2部 講演会

将来にわたるあんしん施策説明会

説明者 嘉代 哲也 氏 横浜市健康福祉局障害企画課長

あんしんノートの活用について

石野 えり子 氏 特定非営利活動法人 ゆうの風事務局長

司会

瀧澤 久美子 氏 横浜市社会福祉協議会統括あんしんマネジャー

## 第26回福祉大会大会宣言

前国会に於いて政府は「障害者総合支援法」を成立させました。この法律は障害者権利条約批准のために、障害者自立支援法を廃止して、日本の障害者福祉制度を抜本的に見直すためのものだったはずですが。

しかしその内容は、単に自立支援法の看板を書き替えたものにすぎません。障害者本人ら55名もの委員で構成された総合福祉部会の骨格宣言もほとんど無視され障害者自立支援法集団違憲訴訟原告団と国が交わした基本的合意も反故にされました。

私どもは国の約束違反に対して強く抗議すると共に、粘り強く障害児者福祉の前進に向けて、引き続き運動を強めてまいります。

私どもは、横浜市の障害福祉のあり方に関して、次の事項が実現されるように第26回福祉大会の名において宣言いたします。

1. 災害時における要援護者支援事業の構築を急ぐこと。
1. 後見的支援推進事業については、市内何処の行政区にいても同一のサービスが受けられるように整備を急ぐこと。
1. 移動支援事業については、障害の程度にかかわらず障害者の要望を取り入れたものにする事。
1. 多機能型支援事業については、全6ヶ所中2ヶ所の計画が出されている。残り4ヶ所についても計画通り必ず整備すること。
1. 横浜市障害者差別禁止条例を制定すること。
1. 障害児施設及び利用者への支援の充実の制度は、今後も療育の利用の断念を防ぐために継続すること。
1. 地域で暮らす場グループホームの整備を着実に推進すること。
1. 就労支援は障害者一人ひとりの障害特性に配慮をし、拙速にならないよう努めると共に、就労後のフォローに重点をおくこと。
1. 特別支援学校等の卒業生において在宅者を生まないよう日中活動事業所の拡充などに今後も取り組むこと。また、現在、在宅生活を余儀なくされている障害者に対する具体的な取り組みを行うこと。

私ども横浜市心身障害児者を守る会連盟は保健・医療・教育・福祉・労働に関する必要な支援策、本人を含めた家族の地域での生活を支えるための施策について提言すると共に、出来ることは自らも実践していきます。

平成24年11月18日

第26回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

## 第27回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

平成25年11月17日(日)13:00～

### 第1部 式典

代表幹事挨拶 八島 敏昭  
事業報告 清水 龍男 副代表幹事

来賓挨拶 上條 浩 氏 横浜市健康福祉局障害福祉課長  
酒井 誠 氏 こども青少年・教育委員会委員長  
森 和雄 氏 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター担当理事

来賓紹介 串田 久子 氏 健康福祉・病院経営委員会委員長  
田野井 一雄 氏 健康福祉・病院経営委員会委員  
和田 卓生 氏 健康福祉・病院経営委員会委員  
五十嵐 節馬 氏 健康福祉・病院経営委員会委員  
足立 秀樹 氏 健康福祉・病院経営委員会委員  
丸岡 いつ子 氏 健康福祉・病院経営委員会委員  
山田 一海 氏 こども青少年局・教育委員会委員  
山本 尚志 氏 こども青少年局・教育委員会委員  
横山 正人 氏 こども青少年局・教育委員会委員  
臼井 進 氏 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール館長  
平井 晃 氏 公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会理事長  
佐藤 文明 氏 横浜市障害者地域作業所連絡会会長  
早坂 由美子 氏 横浜市障害者地域活動ホーム連絡会副会長  
松本 喜夫 氏 神奈川県心身障害児者父母の会連盟代表幹事

### 第2部 講演会

将来にわたるあんしん施策説明会

説明者 横浜市健康福祉局障害企画係長 金井 国明 氏

分かりやすい権利擁護のはなし

講師 弁護士 後見的支援制度検証委員会委員 川島 志保 氏

司会 横浜市社会福祉協議会統括あんしんマネジャー 瀧澤 久美子 氏



## 第27回福祉大会大会宣言

国では2006年に採択された国連障害者権利条約の批准に向けて、国内法の改正や制定が進められています。障害者基本法、障害者虐待防止法、障害者総合支援法に続き、今年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立して、2016年4月に施行の見込みです。

施行までの2年半の間に、私ども障害児者の親の意見の反映など本法が実りある法律となるよう要望します。

また、総合福祉部会の骨格提言もほとんど無視して制定されたサービス給付法である「障害者総合支援法」の改正も国に対して強く要望するものです。

私どもは、横浜市の障害福祉のあり方に関して、次の事項が実現されるように第27回福祉大会の名において宣言いたします。

1. 横浜市障害者プラン（第3期）の策定に際して、当会を始め障害児者団体及び当事者の意見を最大限尊重すること。
1. 後見的支援推進事業については、市内何処の行政区に於いても同一のサービスが受けられるように整備を急ぐこと。
1. 多機能型拠点については、全6ヶ所中2ヶ所の整備がされているが、残り4ヶ所についても計画通り必ず実施すること。
1. 災害時における要援護者支援事業の構築を急ぐこと。
1. 横浜市障害者差別解消条例を制定すること。
1. 障害児施設及び利用者への支援の充実の制度は、今後も療育の利用の断念を防ぐために継続すること。
1. 地域で暮らすための場であるグループホームの整備を着実に推進すること。
1. 就労支援は障害者一人ひとりの障害特性に配慮をし、拙速にならないよう努めると共に、就労後のフォローに重点をおくこと。
1. 特別支援学校等の卒業生が在宅者にならないよう日中活動事業所の拡充などに今後取り組むこと。また、現在、在宅生活を余儀なくされている障害者に対する具体的な取り組みを行うこと。

私ども横浜市心身障害児者を守る会連盟は保健・医療・教育・福祉・労働に関する必要な支援策、本人を含めた家族の地域での生活を支えるための施策について提言すると共に、出来ることは自らも実践していきます。

平成25年11月17日

第27回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

## 第28回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

平成26年11月16日（日）13:00～

### 第1部 式典

代表幹事挨拶 八島 敏昭  
事業報告 清水 龍男 副代表幹事

来賓挨拶 上條 浩 氏 横浜市健康福祉局障害福祉課長  
高橋 正治 氏 こども青少年・教育委員会委員長  
村岡 福藏 氏 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会  
障害者支援センター事務室長

来賓紹介 黒川 勝 氏 健康福祉・病院経営委員会委員長  
篠原 豪 氏 こども青少年局・教育委員会副委員長  
望月 康弘 氏 健康福祉・病院経営委員会副委員長  
山下 正人 氏 こども青少年局・教育委員会委員  
今野 典人 氏 こども青少年局・教育委員会委員  
白井 正子 氏 こども青少年局・教育委員会委員  
興石 且子 氏 健康福祉・病院経営委員会委員  
望月 高德 氏 健康福祉・病院経営委員会委員  
古谷 靖彦 氏 健康福祉・病院経営委員会委員  
丸岡 いつこ氏 健康福祉・病院経営委員会委員  
臼井 進 氏 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール館長  
平井 晃 氏 公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会理事長  
原木 哲夫 氏 横浜市障害者地域作業所連絡会役員  
内田 照雄 氏 神奈川県心身障害児者父母の会連盟代表幹事

### 第2部 講演会及び啓発映画上映会

横浜市第三期障害者プラン（素案）説明

説明者 横浜市健康福祉局障害企画係長 金井 国明 氏

### 映画上映

「39窃盗団」 解説 副代表幹事 清水 龍男

## 第28回福祉大会大会宣言

国では多くの障害者関係国内法の改正や制定を受けて、今年1月に国連障害者権利条約に批准をしました。しかしこの条約への批准はスタートラインであり国内法の見直しや、とりわけ28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に私ども障害者の親の意見の反映などを急がなければなりません。

私どもは特別なことは望んでいません。地域で安心して生活を営む権利獲得の為、声を出し続けて行きたいと思います。

私どもは、横浜市の障害福祉のあり方に関して、次の事項が実現されるように第28回福祉大会の名において宣言いたします。

1. 横浜市障害者差別解消条例を制定すること。
1. 横浜市障害者プラン（第3期）を当事者や家族の意見を取り入れ遺漏なく完成させること。
1. 将来にわたるあんしん施策を計画通り推進すること。
1. 災害時要援護者事業について、安否確認のスピードアップのため、自治会、町内会との協定の締結を急ぐこと。
1. グループホームの整備を着実に推進すると共に障害者の高齢化、重度化への対応策を取ること。
1. 日中活動事業所の拡充に努めると共に施設のバリアフリー整備に補助を行うこと。
1. 障害児施設及び利用者への支援を充実する制度は、今後も療育の利用の断念を防ぐために継続すること。
1. 就労支援は障害者一人ひとりの障害特性に配慮をし、拙速にならないよう努めると共に、就労後のフォローに重点をおくこと。

私ども横浜市心身障害児者を守る会連盟は保健・医療・教育・福祉・労働に関する必要な支援策、本人を含めた家族の地域での生活を支えるための施策について提言すると共に、出来ることは自らも実践していきます。

平成26年11月16日

第28回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

## 第29回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

平成27年11月15日(日)13:00～

### 第1部 式典

代表幹事挨拶

八島 敏昭

事業報告

清水 龍男 副代表幹事

### 来賓挨拶

上條 浩 氏 横浜市健康福祉局障害福祉部障害福祉課長

望月 康弘 氏 こども青少年・教育委員会委員長

村岡 福藏 氏 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター事務室長

### 来賓紹介

竹内 康洋 氏 こども青少年局・教育委員会委員

木原 幹雄 氏 こども青少年局・教育委員会委員

みわ 智恵美 氏 こども青少年局・教育委員会委員

関 勝則 氏 健康福祉・医療委員会委員長

藤代 哲夫 氏 健康福祉・医療委員会副委員長

高橋 正治 氏 健康福祉・医療委員会委員

川口 たまえ 氏 健康福祉・医療委員会委員

望月 高德 氏 健康福祉・医療委員会委員

古谷 靖彦 氏 健康福祉・医療委員会委員

井上 さくら 氏 健康福祉・医療委員会委員

臼井 進 氏 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール館長

平井 晃 氏 公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会理事長

渡邊 紘士 氏 横浜市障害者地域作業所連絡会副会長

早坂 由美子 氏 横浜市障害者地域活動ホーム連絡会会長

### 第2部 講演会

「わかりやすい成年後見制度のはなし」

講師 弁護士 内嶋 順一 氏 みなと横浜法律事務所

司会 横浜市あんしんマネジャー 瀧澤 久美子 氏

## 第29回福祉大会大会宣言

障害者差別解消法が来年4月に施行されます。この法律は障害者基本法の理念のもと、障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会を実現することを目的としています。

しかし、この法律では個人による差別が除外されていたり、自分では意思を伝えることが難しい代弁が必要な重度障害者等谷間が存在することも事実です。また、相談体制の確立や紛争防止の仕組み作りのためにも、自治体独自の上乗せ横出し条例の制定を強く要望するものです。

私どもは、横浜市の障害福祉のあり方に関して、次の事項が実現されるように第29回福祉大会の名において宣言いたします。

1. 横浜市障害者差別解消条例を制定すること。
1. 障害者を対象とした災害防災計画の構築を急ぐこと。
1. 将来にわたるあんしん施策を計画通り推進すること。
1. グループホームの整備を着実に推進すると共に障害者の高齢化、重度化への対応策を取ること。
1. 障害者の多様な住まいのあり方を検討し、その具体策をしめすこと。
1. 日中活動事業所の拡充に努めると共に施設のバリアフリー整備に補助を行うこと。
1. 就労支援は障害者一人ひとりの障害特性に配慮をし、拙速にならないよう努めると共に、就労後のフォローに重点をおくこと。

私ども横浜市心身障害児者を守る会連盟は保健・医療・教育・福祉・労働に関する必要な支援策、本人を含めた家族の地域での生活を支えるための施策について提言すると共に、出来ることは自らも実践していきます。

平成27年11月15日

第29回横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会

## 第3章 横浜市政に対する要望と回答の経過

## **H18年度障害福祉制度充実のための基本的事項**

平成18年8月29日要望。平成19年5月30日回答

当連盟は、障害者自立支援法の施行により障害児者とその家族の地域生活が後退することに強い懸念を抱いています。そのため、同法施行後も横浜市独自に新たな障害者施策を創設するなどして障害児者及び家族が安心して地域生活が継続できるよう、障害福祉制度のさらなる充実を願い、以下の点について要望いたします。

- 1 横浜市がサービス利用者の定率負担について、低所得1及び2区分の世帯に対し減免措置を講じた英断に敬意を表します。今後も、引き続き減免措置を講じ、現状の生活水準を下回らないようにしてください。

### **【回答】**

本市では、在宅の低所得者に対して、障害福祉サービスの利用者負担を無料にする助成を行っており、平成19年度も継続しています。

なお、国においても障害者自立支援法が円滑に推進できるよう、障害福祉サービスについて平成19年4月から利用者負担のさらなる軽減を行い、一定の資産要件のもと一般世帯のうち所得割10万円未満の方について、月額負担上限が引き下げられることとなりました。

- 2 市町村障害福祉計画策定にあたっては、障害者とその家族のニーズを十分反映させるものとしてください。また、必要な調査を必ず実施し、その結果を公表してください。

### **【回答】**

障害福祉計画については、障害者施策推進協議会の専門部会である「障害者施策検討部会」において議論を進めてきました。また、障害者施策検討調査を実施し、当事者及び家族の方々のインタビュー等でご意見をいただいています。

また、横浜市障害者プラン及び障害福祉計画を横浜市ホームページで公表し、市民意見の公募を実施しました。

- 3 同法案の施行により、既存の制度・事業を検討する場合には、必ず検討会を設置し、当連盟を始めとする障害団体関係者の参加を保障してください。また、関連する福祉・保健・医療の予算（サービスの種類、利用量、利用時間等）を削減しないようにしてください。

### **【回答】**

障害者自立支援法では、障害福祉サービスの提供体制や自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施等のために、市町村において障害福祉計画を定めることとしています。法第88条において、この計画を策定する際は、市民の意見を反映させるとともに、市障害者施策推進協議会の意見を聴くこととされています。

今後も関係団体の皆様のご意見を聴きながら、障害福祉施策の充実に努めていきます。

- 4 障害程度区分の認定項目は、身体介護を前提とした項目であり、実際の障害児者の暮らしとは乖離したものとなっています。その結果、利用できるサービスの種類と量が限定され、必要とするサービスが行き届かないという事態となり、同法の趣旨である「障害のある人々の自立を支える」から大きく後退するものになりかねません。

そのため、聞き取り調査に際しては、障害者とその家族の意見を尊重するようにしてください。また、審査会においては、特記事項に十分留意するとともに、障害特性に熟知する専門家の意見を尊重し、十分時間をかけ審議するようにしてください。

判定結果により、従来から受けていたサービスが受けられないことがないようにしてください。

### **【回答】**

障害程度区分は、サービスをご利用になる方の支援の必要度を図る尺度です。

区分認定にあたっては、調査項目に関する特記事項及び医師意見書とあわせて審査会で判定されるものです。なお、支給決定にあたっては、障害程度区分のほか、本人のサービス利用意向、生活環境等概況も勘案したうえで、サービスの内容を決定していくこととなっています。障害者自立支援法では、利用するサービスを支給決定するにあたって、障害程度区分、当事者のサービス利用意向、介護を行う者の状況等を勘案して行うものとされています。本市におきましても、利用者の意向を十分に確認したうえで支給決定を行っていきます。

- 5 障害程度区分の市町村委員会の委員は、現在118人いますが、そのうち障害者が2人、家族が1人の3人他、合計7人が無任所の立場として参加しています。法律の付帯決議にある委員要件「中立かつ公正な立場で審査が行える障害者や家族」は横浜には多数います。委員要件に合う、障害者と家族が参加を望めば、審査会委員として参加を認めてください。また、現在、障害者と家族が参画している無任所部会は一体何をする部会なのでしょう。審査会の見学だけではなく、審査会を監督する機能として明確に位置づけてください。

**【回答】**

障害程度区分の審査会委員には、身体障害、精神障害の当事者、知的障害者の家族に参画いただいています。この三人は、審査部会に属さない無任所の委員ですが、審査会の運営等について意見を伺うなどの役割を担っていただいています。

- 6 市町村が決定した障害程度区分に不服がある場合は、都道府県が設置する「障害者介護給付費等不服審査会」に審査請求することができますが、政令市である横浜市においても設置できるよう国、神奈川県に働きかけてください。また、不服審査会委員には、障害特性をよく知る障害者とその家族の参加を保障できるよう神奈川県に働きかけてください。

**【回答】**

神奈川県の不服審査委員会については、18名の委員で構成され、学識経験者、弁護士、医師、社会福祉士、医療関係者、当事者団体及び父母会代表がメンバーとなっていると聞いていますが、引き続き体制を継続していくように、要望の趣旨については伝えます。

- 7 訪問系サービスのうち、身体介護及び家事援助は従来どおり利用できるようしてください。また、市町村事業である移動支援サービスは、通学や入院時等の障害児者の暮らしに欠くことができない場面においても利用できるよう柔軟な制度にしてください。

**【回答】**

身体介護及び家事援助については、引き続き現状どおりのサービス提供を実施していきます。また、移動支援サービスでは通所及び市立学校以外の養護学校への通学については、保護者等の送迎が困難な場合ガイドボランティアが対応する試行事業を行います。また入院中でもガイドヘルプ事業は利用が可能です。

- 8 地域で安心して暮らしていくためには、乳幼児期から高齢期まで、生涯にわたるケアマネジメントの仕組みが必要です。しかし、この相談支援事業は、平成18年10月からは、市町村の地方交付税として財源が配分されますが、障害者計画に則って引き続き相談窓口を設置してください。そのとき、相談窓口は、身近な場所に多元的にあることが大切です。法人型地域活動ホームや入所施設以外の社会資源にも設置してください。

**【回答】**

相談支援事業は、障害者自立支援法において地域生活支援事業に位置づけられ市町村の必須事業となっています。本市では、平成16年に策定した「横浜市障害者プラン」の重点施策として相談支援事業が位置づけられ、相談支援体制を整備してきました。今後は3障害すべての相談に対応する窓口や、精神障害者生活支援センター等にも相談窓



口を設置し相談支援体制の強化に努めていきます。

- 9 就労支援については、企業就労への道筋を明確にするとともに、企業に対して障害者雇用の義務付けを強化してください。また、市役所等をはじめとする公的機関においては、障害者の雇用や地域作業所等への下請け仕事の斡旋等を率先して行なってください。

**【回答】**

障害者就労支援センターは、就労に関する相談、職場開拓、就労後の定着支援まで、一貫した支援をしています。一人ひとりの状況に応じた支援を行っていますので、まずはセンターにご相談ください。また、こうした動きと連携しながら、企業に対して働きかけていきます。障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率（2.1%）が定められており、本市においては、今年度の身体障害者雇用率は3.24%となっています。今後も引き続き雇用促進に努めていきます。

- 10 当連盟は、障害の種別や年齢を越えた各親の会の連合体です。従って、各会が抱える課題は、福祉、医療、教育、労働等多岐にわたるとともに、連携が欠かせません。今後はより一層連携を強化し、障害者と家族が抱える課題について解決を図るよう努めてください。

**【回答】**

今後も引き続き、「横浜市中期計画」及び「横浜市障害者プラン」に基づく障害福祉施策を推進することにより、障害者と家族が抱える課題の解決を図っていきます。

- 11 今後も横浜市が障害者施策を策定・変更をする時には、検討委員会を必ず設置してください。また、その検討会には、当連盟の会員を委員として参加させ、意見を最大限尊重してください。

**【回答】**

本市の障害者施策の推進について調査・検討していただくために横浜市障害者施策推進協議会を設置しているほか、平成17年10月より、専門部会として横浜市障害者施策検討部会を設置しています。横浜市障害者施策検討部会には、貴連盟からも委員として参画していただいています。今後も新たな課題や重要な課題に取り組む場合には、関係する方々のご意見を伺いながら検討を進めていきます。

## **H19年度障害福祉制度充実のための基本的事項**

平成19年8月29日要望。平成20年6月6日回答

- 1 自立支援法による定率負担について、全国に先駆け減免措置を導入しましたが、障害児・障害者に対する減免措置を今後も継続してください。また、自立支援医療制度及び補装具支給事業にも同様の減免措置を導入してください。

**【回答】**

国は、障害者自立支援法について、平成21年度に見直しを行うとしているため、本市の利用者負担額助成も3年間を目途に実施します。このため、平成21年度以降の実施については、この見直しの状況を踏まえて検討していきます。自立支援医療の利用者負担は、基本は1割ですが、低所得の方並びに継続的な相当額の医療費負担が生じる高額治療継続者の方に対する負担軽減策が講じられています。また、補装具については、毎月生じるものではなく、購入または修繕を行う月のみの負担となります。以上のことから、本市では、障害福祉サービスと医療、補装具については総合的な負担上限額を設定していません。

- 2 障害程度区分の認定項目は、身体介護を前提とした項目であり、実際の障害児者の暮らしとは乖離したものとなっています。また、新たな障害（高機能自閉症や高次脳機能障害など）のある人は、支援が必要であるにもかかわらず、認定調査の結果は低く出る傾向があり、利用できるサービスの種類と量が限定され、必要とするサービスが行き届かない恐れがあります。そのため、認定調査に際しては、機能面ではなく生活面を重視するよう配慮してください。また、障害者とその家族の意見を尊重してください。

**【回答】**

障害程度区分は、サービスをご利用になる方の支援の必要度をはかるためのものです。区分認定は、本人及び家族等の立会いのもと、基本調査を行うとともに、調査項目に関する特記事項及び医師意見書と合わせて、審査会で判定されています。なお、支給決定にあたっては、障害程度区分のほか、本人のサービス利用意向、生活環境等概況も勘案したうえで、サービスの内容を決定していくこととなっています。本市においても、利用の意向を十分に確認したうえで、支給決定を行っていきます。

- 3 横浜市の障害程度区分認定審査委員会委員は110人（平成19年3月現在）いますが、そのほとんどは医療・保健職、学識経験者、施設関係者です。障害者の身近な存在である障害者地域作業所の職員も委員に加えてください。また、法律の付帯決議にある委員要件には「中立かつ公正な立場で審査が行える障害者や家族は委員になれる」とされています。委員要件に合致する障害者や家族が参加を望めば、委員として審査会への参加を認めてください。なお、委員の中には無任所委員が8名います。無任所委員の役割は審査会の審査内容を監査するものだと理解しています。しかし、未だその役割が不明確です。無任所委員の役割を明確にして、その機能が発揮できる仕組みに改めてください。

**【回答】**

障害程度区分認定審査会の委員としては、医療関係者、施設関係者、看護師等の現場をよくご存知の方に委員になっていただき、実際の介護の現状を考慮しながら審査判定を行っています。また、身体障害、精神障害の当事者及び知的障害者の家族の方にも、特定の部会に属さない無任所の委員として参加していただいています。無任所の委員の役割としては、各所属の委員が出席できない時の代理及び審査会の進め方等全般について意見を述べていただいて、審査会の運営に反映させていくものと考えています。

- 4 各区に障害者自立支援協議会が設置され始めています。この協議会は、主に「サービス調整」「地域福祉の推進」「サービス評価」を行なうことを目的としています。委員はサービス提供事業者がほとんどです。これでは、単なるサービス調整会議になりかねませんし、ましてや事業者同士がサービス評価などできません。委員の中に障害者や家族を参加させ、意見を反映させるようにしてください。

**【回答】**

横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会として「横浜市障害者自立支援協議会」（以下「市協議会」といいます。）を設置しており、16名の委員のうち5名は障害者及び家族で構成されています。横浜市障害者相談支援事業に基づく「自立支援協議会（地域生活支援会議）」（以下「区協議会」といいます。）については、社会福祉法人型障害者地域活動ホームと区役所が事務局となり、各区の実情に合わせた委員構成により開催しており、障害者及び家族の方も参加しています。なお、「サービス評価」については、市協議会において検討、実施することとなっており、区協議会は地域の関係機関によるネットワークを構築し、地域における様々な課題の解決を図っていきます。

## H20年度 福祉・教育・医療制度充実のための基本的要望事項

平成20年8月27日要望。平成21年5月29日回答

- 1 自立支援法による定率負担について、全国に先駆け減免措置を導入しましたが、障害児・障害者に対する減免措置を今後も継続してください。また、自立支援医療制度及び補装具支給事業にも減免措置を導入してください。

### **【回答】**

本市では市民税非課税世帯の利用者負担について、国が自立支援法施行後3年で行うとしている抜本的な見直しまでの経過措置として、独自で利用者負担額助成制度を実施しています。国が、平成21年4月以降における利用費負担の在り方として、現行の特別対策等による利用者負担の軽減措置を継続して実施する方針であることから、本市の利用者負担額助成制度についても、引続き実施します。自立支援医療の利用者負担は、基本は1割ですが、低所得の方及び継続的な相当額の医療費負担が生じる高額治療継続者の方に対する負担軽減策が講じられています。また、補装具については毎月生じるものではなく、購入または修繕を行う月のみの負担となります。以上のことから、本市では、障害福祉サービスと医療、補装具については、現在のところ総合的な負担上限額を設定しておりません。

- 2 障害程度区分の認定項目は、身体介護を前提とした項目であり、実際の障害児者の暮らしとは乖離したものとなっています。また、広汎性発達障害や高次脳機能障害等のある人は、支援が必要であるにもかかわらず、認定調査の結果は低く出る傾向があり、利用できるサービスの種類と量が限定され、必要とするサービスが行き届かない恐れがあります。そのため、認定調査に際しては、調査項目に関する特記事項及び医師意見書を最大限尊重し機能面だけではなく、ICFの考えに基づき生活面を重視するように配慮してください。

### **【回答】**

障害程度区分の認定は、認定調査項目の判定結果（コンピュータによる一次判定）を原案として、認定調査項目に関する特記事項及び医師意見書の内容を加味した上で審査会において判定を行っています。なお、サービスの支給決定にあたっては、障害程度区分のほか、当事者のサービス利用意向、介護を行う方の状況等を勘案して行っています。

- 3 横浜市障害程度区分認定審査委員会委員は110人（平成20年7月現在）いますが、障害者の身近な存在である障害者地域作業所の職員は委員として参画しておらず、そのほとんどは医療・保健職、学識経験者、施設関係者です。従って地域の中で障害者と共に作業所活動に従事する立場の委員を増やしてください。また、法律の付帯決議にある委員要件には「中立かつ公正な立場で審査が行える障害者や家族は委員になれる」とされています。無任所委員としてだけではなく、委員要件に合致する障害者や家族が参加を望めば、委員として審査会への参加を認めてください。なお、委員の中には無任所委員が8名います。その役割について、昨年要望書の回答では「委員会の進め方等全般について意見を述べ審査会の運営に反映するもの」とされています。その機能が一層発揮できる仕組みに改めてください。委員数（無任所委員含む）や立場制は、前年度から変更されていません。

### **【回答】**

障害程度区分認定審査会の委員としては、医療関係者、施設関係者、看護師等の現場をよくご存知の方に委員になっていただき、実際の介護や支援の現状を考慮しながら審査判定を行っています。また身体障害、精神障害の当事者及び知的障害者の家族の方にも特定の部会に属さない無任所の委員として参加していただき、審査会の運営等について意見を伺うなどの役割を担っていただいています。無任所委員の役割については、審査会の進め方等全般について意見を述べていただき、審査会の運営に反映していくものと考えています。具体的には、審査会検討会にご参加いただき、審査会での審査状況や

運営等についてご報告するとともに、審査会全般についてご意見をいただいているところ です。

- 4 各区に障害者自立支援協議会が設置され始めています。この協議会は、主に「サービス調整」「地域福祉の推進」「サービス評価」を行うことを目的としていますが、委員はサービス提供事業者がほとんどであり、障害者や家族が参加している区は少数にすぎません。これでは、単なるサービス調整会議になりかねませんし、ましてや事業者同士がサービス評価などできません。よって、障害者や家族が委員として参加する場を設け、委員会に対して意見がしっかり反映できるような部会の設置や意見聴取の場を設けてください。

**【回答】**

横浜市障害者相談支援事業に基づく区単位の地域自立支援協議会（以下「地域協議会」という。）は現在18区中15区で開催されています。地域協議会の事務局は社会福祉法人型障害者地域活動ホームと区役所が担っています。委員構成は各区の実情に合わせており、障害者及び家族の方が委員になられている地域協議会もあります。また、「サービス評価」については市域で行われている横浜市障害者自立支援協議会（委員18名中5名が障害者及び家族）の部会である、評価検討部会（委員5名中2名が障害者及び家族）において、現在、評価票や評価方法を検討しています。障害者やご家族のご意見が反映されるよう、今後も努力していきます。

- 5 就労支援については、企業就労への道筋をさらに明確化すると共に就労後の支援が大変重要です。しかし市内方面別にある就労支援センターだけでは足りません。横浜市ではこうした点についてどのように考え取り組まれているのか教えてください。また、企業に対しては障害者雇用の義務付けはされているものの達成できていない企業もまだまだあるため、この点に関する強化を一層図ってください。さらに、地域作業所等では様々な工夫をしているものの、下請け仕事が多く通所者の工賃を増やすどころか維持すら厳しい状況です。よって、下請け仕事の斡旋等を率先して行って下さい。その他、市役所等をはじめとする公的機関においては、さらなる障害者雇用に率先して取り組んでください。

**【回答】**

本市における障害者の雇用については、本市全体の定数管理枠組みの中で募集人員を決定し、障害の種別や程度にかかわらず働く意思と能力のある身体障害者を対象に採用選考を行っています。また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率（2.1%）が定められており、本市においては、今年度の身体障害者雇用率は3.27%（市長部局）となっていますが今後も引き続き雇用促進に努めていきます。障害者雇用については、健康福祉局で平成19年度、平成20年度と1人ずつ、計2人の知的障害者を雇用しました。今後は、市役所内での採用職場を増やすとともに、市役所での雇用経験を他の公的機関にも情報提供し、雇用支援を行っています。障害者就労支援センターは、就労に関する相談、職場開拓、就労後定着支援まで、一貫した支援を行っています。就労後の支援については、障害者が働き続けるための支援を行う定着支援員の配置を進めるとともに、就労支援センターを中心としたネットワークの充実により福祉、医療などの関係機関が連携して就労支援にあたっていきます。また、法定雇用率未達成の企業に対する指導はハローワークが行っていますが、本市もハローワークと協力しながら、企業向けセミナーによる制度等の紹介や、企業表彰事業による優良雇用事例の紹介など、企業への障害者雇用に関する情報提供を積極的に行います。地域作業所等の仕事の斡旋等については、引続き企業訪問による受注の増加を図るとともに、本市からの発注が増加するよう積極的に取り組みます。なお、平成19年度については208件の相談及び74件の斡旋を行いました。（参考：平成18年度は96件の相談及び20件の斡旋）

- 6 横浜市は、在宅心身障害者手当の支給対象を障害の重い方々に限定する支給総額を3億円規模に圧縮する方針を固めたようですが、支給対象の見直しにより発生する約15億円の財源使途の具体的な方策を示してください。また、その方策について審議するときは、必ず検討会を設置し当連盟を始めとする障害者団体関係者を委員として参加させ、その意見を最大限尊重してください。

**【回答】**

横浜市在宅心身障害者手当については、横浜市障害者施策推進協議会において、制度の意義やあり方について検討してきた結果、「将来にわたるあんしんのための施策」に転換すべきとする提案がありました。これを踏まえ、手当制度を廃止するとともに、その財源を活用して必要な施策の実施に取り組んでいきます。施策の内容については、「横浜市障害者プラン（第2期）」に現時点で可能な限り具体的に提示するとともに、引き続き、障害者施策推進協議会で検討を進めることとしており、今後、さまざまな機会を捉えて、障害者やその家族、事業者など関係者の皆様からご意見を伺っていきます。

- 7 福祉現場では依然として人材不足が大きな問題となっています。ホームヘルパーやガイドヘルパーを申請しても派遣事業所では人材がいないという理由から利用できないという状況も増えています。どの現場においても質の高いスキルをもつ支援職員が増え、長く勤めることができる環境が整備されれば、障害児者及び家族の暮らしの安定にもつながります。よって、横浜市独自の福祉人材制度を創設してください。また、福祉人材養成計画の進捗状況を教えてください。

**【回答】**

障害者支援のみならず、福祉現場における人材確保が困難な状況が見られていることは大きな課題であると認識しています。そのため、ヘルパー資格の取得や定着支援、合同面接会などの施策に取り組むほか、「横浜市障害者プラン（第2期）」でも人材の育成・確保を掲げて取組を充実していきます。「よこはま福祉人材育成指針」でかけられた、豊かな人間性と福祉の専門性を兼ね備えた人材を育成することを目的として、「よこはま福祉・保健カレッジ」という研修機関の連携・協力体制をつくり、参画機関である23機関・団体が提供する福祉・保健に関連する講座情報などを共有し、受講の機会を拡大しています。

- 8 特別支援学校を含む個別支援級に対する苦情・要望等の解決システムの検討状況を教えてください。また、苦情等は、学校や教育委員会以外に、身近な場所で信頼できる第三者の立場の人に相談できる体制整備が必要です。こうした視点を今後の検討の中に生かしてください。その他、ややもすると閉鎖的になりがちな教育現場には、第三者による視点を導入することが急がれます。そのため、第三者による評価制度を研究し導入してください。

**【回答】**

市立学校に対する苦情・要望や、解決が困難なトラブルについて、その解決を支援する体制を平成20年度内に構築しました。また、第三者評価については、各学校の特色や状況に応じた専門的な知見を積極的に求めるとともに、地域と保護者がパートナーシップで結ばれたよりよい学校づくりに参加していけるような学校評価の充実に努めています。

- 9 今年に入ってから大きな震災が相次いで発生しています。現在、各区役所が中心となり、地域と共に災害ネットワークづくりを進めていますが、その取り組みには依然として温度差があるようです。また、横浜市では、災害時における要援護者の避難支援体制の確立を推進するため「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引」が策定されていますがその進捗状況を教えてください。

**【回答】**

新潟中越沖地震等、大きな災害が発生した場合、災害から身を守るために安全な場所

に避難するなどが困難である障害者や高齢者等は、行政や地域で避難を支援する必要があると考えられます。そこで健康福祉局では災害時における要援護者の避難支援体制の確立を推進するため、国のガイドラインに基づき、平成19年2月に「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引き」を策定しました。この「手引き」では行政や地域などで保有する要援護者の個人情報の提供や共有方法や要援護者一人一人の「個別支援プラン」作成の進め方などを示しており、平成19年度はこの「手引き」を基に8区と、平成20年度については新規で6区と連携してモデル事業を展開しています。今後についても、全市展開を目指し残りの4区とモデル事業を推進し事業を拡大する予定です。

- 10 国連において障害者権利条約が採択されました。この条約は、さまざまな障害を認め、一切の差別を禁止するものです。日本は、残念ながら未だこの条約に批准していません。横浜市においては国に先駆けて、市独自の障害者差別条例を制定するとともに、横浜市から同条約の批准に向けた取り組みが行われるよう国に強く働きかけてください。

**【回答】**

本市では、障害者の権利擁護や差別防止は取り組むべき重要な課題であると認識しており、「障害者の権利条約」についても関心を持っていますが、条約の批准については、現在国において検討中ということであり、当面その動向を見守りたいと考えています。本市としては、平成16年に「横浜市障害者プラン」を策定し市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人も同じように地域で安心した生活を送れる社会の実現をめざしています。そのために、プランでは6つの重点施策を設定しその第一番目に「普及・啓発のさらなる充実」を掲げました。これは、すべての人が疾病や障害についての理解を深めることが、障害者への差別をなくすことにつながると考えているため、これまでも研修や広報等の取り組みを展開してきました。今後も障害のある方々の人権が尊重されるよう、障害理解を広める普及啓発に取り組んでいきます。

- 11 今後も障害児者の福祉、教育、医療に関する制度や事業を策定または変更する時には、必ず検討会を設置し当連盟を始めとする障害者団体関係者を委員として参加させ、意見を最大限尊重してください。また、策定・変更時には必ず調査を実施し、その結果を公表してください。

**【回答】**

本市の障害者施策の推進について調査・検討を行う横浜市障害者施策推進協議会を設置しているほか平成17年度10月から、専門委員会として横浜市障害者施策検討会を設置しており、横浜市心身障害児者を守る会連盟からも委員として参画していただいています。今後も新たな課題や重要な課題に取り組む場合には関係する方々のご意見を伺いながら検討を進めていきます。

- 12 当連盟は、障害の種別や年齢を越えた各親の会の連合体です。従って、各会が抱える課題は、福祉、医療、教育、労働等多岐にわたるとともに、連携が欠かせません。今後はより一層連携を強化し、障害者と家族が抱える課題について解決を図るよう努めてください。

**【回答】**

本市は、今後とも、障害者やその家族の皆様とともに障害福祉施策をつくっていきたいと考えています。そういった観点からも、皆様からのご意見をうかがいつつ、関係各部署との連携をより一層強化し、障害者福祉の向上を目指し努力していきます。

## H21年度 福祉・教育・医療制度充実のための基本的要望事項

平成21年8月26日要望。平成22年6月2日回答

- 1 自立支援法による定率負担について、全国に先駆け減免措置を導入しましたが、障害児者に対する減免措置を今後も継続してください。また、自立支援医療制度及び補装具支給事業については、低所得者層への負担を免除する措置を講じてください。

### 【回答】

平成22年度政府予算において、新たな障害者の制度ができるまでの間、障害者自立支援法における低所得（市民税非課税）世帯の障害者などについて、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化するとされ、平成22年4月1日に施行されました。それにより、利用者負担額助成事業は、平成21年度で廃止しました。

- 2 障害程度区分の認定項目は、身体介護を前提とした項目であり、実際の障害児者の暮らしとは乖離したものとなっています。また、二次判定において特記事項及び医師の意見書を加味した審査会があるものの、特に広汎性発達障害や高次脳機能障害等のある人は、支援が必要であるにもかかわらず、認定調査の結果は低く出る傾向があり、利用できるサービスの種類と量が限定され、必要とするサービスが行き届かない恐れがあります。そのため、認定調査に際しては、調査項目に関する特記事項及び医師意見書を最大限尊重しかつ機能面だけではなく、ICFの考えに基づき生活面を重視するように配慮してください。

### 【回答】

障害程度区分の認定は、認定調査項目の判定結果（コンピューターによる一次判定）を原案として、認定調査項目に関する特記事項及び医師意見書の内容を加味した判定を審査会で行っています。なお、サービスの支給決定については、障害程度区分のほか、当事者のサービス利用意向、介護する方の状況などを勘案して行っています。

- 3 衆議院の解散に伴い、国会に上程されている障害者自立支援法改正案が廃案となりました。しかし、障害児者、家族は、応益負担をはじめ同法の抜本的な見直しを求めています。安心した地域生活が実現できるよう、この点について国に働きかけてください。

### 【回答】

障害者自立支援法について、現厚生労働大臣は4年以内に同法を廃止し、新たに「障がい者総合福祉法」（仮称）を定める方針を示しています。また、国において障害者施策全体を見直すため、「障がい者制度改革推進本部」を設置し、その下に当事者を中心とした「障がい者制度改革推進会議」を置き、現在、政策立案のための検討がされています。本市としても、国の動向を注視しつつ、障害のある方々が地域で安心して暮らせるよう、様々な場面で国に働きかけていきます。

- 4 就労支援については、企業就労への道筋をさらに明確化すると共に就労後の支援が大変重要です。しかし、現状の就労支援センターの設置数では一人ひとりへの支援が十分に行き届かず、就労したもののリタイヤせざるを得ず生活も本人の精神状態も不安定となってしまうケースが少なくありません。こうした点について横浜市ではどのように考え取り組まれているのか教えてください。また、地域作業所等では様々な工夫をしているものの、下請け仕事が少なく通所者の工賃を増やすどころか維持すら厳しい状況です。よって、下請け仕事の斡旋等を率先して行って下さい。

### 【回答】

障害者就労支援センターでは、新規就労者の増加などにより、職場に定着するための支援が年々増大しています。このため、平成21年度には、国の障害者就業・生活支援センターを戸塚就労支援センターに併設したほか、ふるさと雇用再生特別交付金事業を活用しての就労定着支援員の配置や、体験実習や職場定着をサポートするボランティア（ハマジョブサポーター）の養成を進めてきました。平成22年度には、国の支援セン

ターを併設した横浜戸塚就労支援センターを除く7か所のセンターへの定着支援員配置や、ハマジョブサポーターのより一層の活用、雇用側への働きかけの強化により、障害者の就労後の支援を充実していきます。作業斡旋については、直接民間企業へ赴いて作業の受注を行う嘱託員を雇用し地域作業所などへの発注促進を図っています。また、市役所内の全区・局・事業本部に対し、区・局の業務や物品購入などについて、地域作業所などへの発注を増やすための取組を強めています。この結果、地域作業所などへの作業斡旋件数は、平成18年度が20件（企業等20件）、平成19年度48件（企業等47件、横浜市1件）、平成20年度57件（企業等42件、横浜市15件）となっています。今後も引き続き、地域作業所などへ発注可能な作業内容の情報提供を充実させることにより、市役所内外からの作業斡旋の拡大に積極的に取り組んでいきます。

- 5 福祉現場での人材不足は依然として大きな問題となっています。人材がいないという理由からホームヘルパーやガイドヘルパー制度を利用できないという状況は変わらないどころか増えています。制度があってもこうした理由から利用できないのでは、家族や障害者は安心できません。どの現場においても質の高いスキルをもつ支援職員が増え、長く務めることができる環境の整備が必要です。こうした点について横浜市の取り組み状況と成果について教えてください。

**【回答】**

福祉現場での人材不足については、大きな課題であると認識しています。

- 6 特別支援学校や特別支援級を含む市立学校に対する苦情・要望、解決困難なトラブルについてその解決を支援する体制が構築されたとのことですが、その苦情等を学校や教育委員会以外に身近な場所で信頼できる第三者の立場の人に相談できる体制整備が必要です。また、第三者による評価制度の導入についても取り組んでください。

**【回答】**

本市では、児童・生徒指導上の問題や学校内で発生した事件・事故の解決支援のほか、保護者と学校との間で発生したトラブルの解決を支援するために、平成20年度から学校課題解決支援事業を実施しています。また、各学校の特色や状況に応じた専門的な知見を積極的に求めるとともに、地域と保護者が学校づくりに参加し、パートナーシップで結ばれたよりよい学校づくりを推進していくよう学校評価の充実に努めていきます。効果的な第三者評価の実施については、今後の国の動向をふまえ、さらに検討を重ねていきます。

- 7 災害時における要援護者の避難支援体制の確立を推進するために横浜市で策定されている「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引」について、その取り組みが各区毎に温度差が生じないよう事業の定着と拡大に取り組んでください。

**【回答】**

「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引き」に基づき事業を推進していくにあたっては1区2か年で各区の実情に応じた避難支援システムを構築していくことを目的として区モデル事業を、平成19年度から開始し、現在18区全ての区で取り組んでいます。このモデル事業では、自力で避難できない要援護者を把握し、災害時に要援護者が支援者と共に安全に避難することを目的として、地域が自主的に取り組むことを行政が支援しています。今後は、行政が保有する要援護者情報の活用や、モデル事業から得られたノウハウを各区で共有し、より多くの地域に取組を浸透させていきたいと考えています。

- 8 国連で採択された障害者権利条約について、関連法の制定や改正を行う等批准に向け進めるよう国に強く働きかけてください。また、横浜市においても「横浜市障害者プラン」の取り組みと共に国に先駆けて、市独自の障害者差別条例を制定してください。



**【回答】**

本市では、障害者の差別防止は取り組むべき重要な課題であると認識しており、「障害者の権利条約」についても関心を持っていますが、条約の批准については、現在国において検討中ということであり、当面その動向を見守りたいと考えています。また、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人も同じように地域で安心した生活を送れるよう、市民・地域・企業・行政など社会全体による取組を進めるため、平成16年度に「横浜市障害者プラン」を策定、平成21年度には「横浜市障害者プラン第2期」を策定しました。このプランの中では7つの重点施策を設定し、その第一番目に「普及・啓発の更なる充実」を掲げました。これは、すべての人が疾病や障害についての理解を深めることが、障害者への差別をなくすことにつながると考えているため、これまでも研修や広報などの取組を展開してきました。今後も障害のある方々の人権が尊重されるよう、障害理解を広める普及啓発に取り組んでいきます。

- 9 横浜市では在宅心身障害者手当を廃止し「将来にわたるあんしん施策」に転換する方向性が打ち出されました。この施策は、障害児者、家族が地域の中で安心して暮らせるための具体策でなくてはなりません。よって、施策の検討については、障害当事者や家族の声を十分に受け止め反映してください。

**【回答】**

「将来にわたるあんしん施策」については、横浜市障害者施策推進協議会に当事者や家族なども参画した障害者施策検討部会やプロジェクトチームを設けて、事業の具体化に向けた検討を行いました。その検討の際には、延べ69回行った各障害者団体などへの説明や、平成21年9月から11月までの間、11回にわたって開催した市民説明会などで伺ったご意見をふまえ、横浜市障害者施策推進協議会での議論を機軸に具体化を図りました。今後も、様々な機会を捉えて、多くの障害者やご家族の皆さまからご意見をお聞きして、より良い施策を策定していきます。

- 10 今後も障害児者の福祉、教育、医療に関する制度や事業を策定または変更する時には、必ず検討会を設置し当連盟を始めとする障害者団体関係者を委員として参加させ、意見を最大限尊重してください。また、策定・変更時には必ず調査を実施しその結果を公表してください。

**【回答】**

本市では、障害者施策の調査・検討をしていただくために、横浜市障害者施策推進協議会、障害者施策検討部会を設けており、貴会を始めとする障害者団体関係者にも委員として参画していただいています。また、平成21年度には在宅心身障害者手当の転換策である将来にわたるあんしん施策のうち、「後見的支援の推進」、「多機能型拠点の整備」、「移動支援施策の再構築」の3つの項目について、当事者、家族を中心としたプロジェクトチームを設けて、具体化に向けた検討を行いました。今後も新たな課題や重要な課題に取り組む場合には、広く市民の皆さまのご意見を伺いながら検討を進めていきます。

- 11 当連盟は、障害の種別や年齢を越えた各親の会の連合体です。従って、各会が抱える課題は、福祉、医療、教育、労働等多岐にわたるとともに、連携が欠かせません。今後はより一層連携を強化し、障害者と家族が抱える課題について解決を図るよう努めてください。

**【回答】**

各会の皆さまの抱える課題が、福祉、医療、教育、労働などの多岐にわたることについて、認識しており、課題解決に向けて、関係各部署の連携をより一層強化させ、今後とも、障害者やその家族の皆さまとともに障害福祉施策を推進していきます。

## H22年度 福祉・療育・医療制度充実のための基本的要望事項

平成22年8月30日要望。平成23年7月6日回答

- 1 現在、新政権のもと、障害者自立支援法を廃止し新たな法の策定のために当事者等が参画し「障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会」が設置され議論されています。この議論が、障害者や家族の安心した地域生活を実現するものとなるよう、横浜市としても国に働きかけてください。

### **【回答】**

「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」では、障害者基本法の改正や、障害者自立支援法の廃止後の新制度などに向けて議論されています。各法の改正などに向けては、当事者の方々の意見を確認しながら、十分に議論される必要があると考えます。本市としましても国の動きに注視していきます。

- 2 国連で採択された障害者権利条約批准に向け関連法の制定や改正について進めるよう強く国に働きかけてください。また、横浜市としても「障害者プラン」の取組みと共に、横浜市独自の障害者差別禁止条例を国に先駆けて制定してください。

### **【回答】**

本市では、障害者への差別防止は取り組むべき重要な課題であると認識し「障害者の権利条約」にも関心を持っていますが、条約の批准については、現在国において検討中ということであり、当面その動向を見守りたいと考えています。本市においては、市民一人ひとりがお互い人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人も同じように地域で安心した生活を送れるよう、市民・地域・企業・行政など社会全体による取組を進めるため、平成16年に横浜市障害者プランを策定、平成21年には横浜市障害者プラン（第2期）を策定しました。このプランの中では7つの重点施策を設定しその第一番目に「普及・啓発の更なる充実」を掲げました。これは、すべての人が疾病や障害についての理解を深めることが、障害者への差別をなくすことにつながると考えているため、これまでも研修や広報などの取組を展開してきました。今後も障害のある方々の人権が尊重されるよう、障害の理解を広める普及啓発に取り組んでいきます。

- 3 横浜市では在宅心身障害者手当18億3千万円を廃止し、この全額を「将来にわたるあんしん施策」に転換することが打ち出されました。しかし、この総額の内、あんしん施策に使われている横浜市分の金額は12億7千万円でしかありません。これは、当初の約束と大きく異なるものです。また、このことに関する横浜市からの説明は一切ありませんでした。今後、在宅心身障害者手当全額があんしん施策に転換されると共に、あんしん施策に使われなかった財源がどのように執行されているのか用途を説明してください。

### **【回答】**

平成22年度は、横浜市障害者後見的支援制度や、移動情報センターのモデル事業など、段階的に実施している事業もありました。今後、各事業が本格稼働することにより、さらに予算が増えることが見込まれますが、将来にわたるあんしん施策全体を持続可能な制度とするためには国費、県費などの財源確保を図っていく必要があると考えています。この点を踏まえ積極的に財源の確保を図った結果の平成22年度予算となっており、平成23年度予算についても、同様の考え方で策定しました。

- 4 「将来にわたるあんしん施策」の推進項目の一つにも「人材の育成・確保」とありますが、福祉現場での人材不足は依然として大きな課題となっています。人材がいないという理由からホームヘルパーやガイドヘルパーが利用できないという状況は変わりありません。制度があってもこうした理由から利用できないのでは、障害者や家族は安心できません。どの現場においても質の高いスキルをもつスタッフが増え長く務めることができる環境の整備が必要です。この点に関する昨年の要望に対する横浜市の回答では、

「大きな課題として認識しています」とありましたが、具体的な横浜市の取組み状況と成果について教えてください。

**【回答】**

本市では、平成21年度から「就職フェア」を民間事業所団体などと協働で開催し人材確保に取り組んでいます。平成22年度は2回実施しました。第1回目は平成22年6月20日に実施し、32事業所が参加、300人以上の来場があり、正規職員8名、パート・アルバイト8名の採用がありました。来場者へのアンケートでは、約7割が満足との回答があり、参加事業所からも、PRに絶好の機会であると回答がありました。第2回目は平成23年2月6日に実施し、35事業所が参加、200人以上の来場があり、平成23年3月末時点で正規職員4名の採用がありました。また、事業者運営・人材確保の観点から、移動介護事業について、平成22年度からガイドヘルパー養成研修受講料助成と、移動介護単価の見直しを行いました。受講料助成については、平成23年3月末で200人に助成しました。さらに、平成23年度は、ガイドヘルパー現任研修及びサービス提供責任者研修を実施し、移動支援を担う人材のスキルアップを図ります。

- 5 「将来にわたるあんしん施策」が順次進められていきますが、実施後の結果について当連盟をはじめ関係者と共にきちんと分析・評価できる仕組みを作成してください。

**【回答】**

「将来にわたるあんしん施策」は、本市における障害者施策の総合的、計画的な推進を図るため、調査・審議いただく重要な場である横浜市障害者施策推進協議会などでの議論を基軸に具体化を図りました。平成22年度の施策の進捗状況などについても本協議会などにご報告しご議論をいただきました。今後も「将来にわたるあんしん施策」全体の進捗管理などについては、本協議会において行っていただきたいと考えています。

- 6 災害時における要援護者の避難支援体制の確立を推進するために横浜市で策定されている「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引」に関し、どのようなノウハウを各区で共有でき、その取組みが市内でどのように浸透しているのか全市的な状況を教えてください。

**【回答】**

災害時要援護者の避難支援システム策定の手引きに基づき、平成19年度から8区で、平成20年度から6区で、平成21年度から4区でモデル事業を実施し、現在18区全区で実施しています。モデル事業は、各区各地域の実情に応じて「手上げ方式」、「同意方式」などの手法で実施し報告会や研修などで各区の実施状況を共有しています。今後、これまでのモデル事業の実績を踏まえ、全市域に浸透できるよう取り組んでいきます。

- 7 就労支援については、企業就労への道筋を明確化すると共に就労後の支援が大変重要です。横浜市でも、障害者就労支援センターに国の障害者就業・生活支援センターを併設する等の取組みがありますが、現状は就労したもののリタイヤせざるを得ず本人の精神状態も生活も不安定となってしまう方々が多くいます。このような状況について横浜市ではどのように考え、新たにどのような取組みが必要と認識されているのか教えてください。

**【回答】**

本市では、市内に8か所の就労支援センターを開所して、障害者の就労支援を行っています。就労後は、各センターに配置している定着支援員を中心に定着の支援にも力を入れています。また、年々増える定着支援者に対応するため、体験実習や職場定着を支援するボランティア（ハマジョブサポーター）を平成21年度に養成して、定着支援の充実を行っています。離職することは、健常者はもちろん、障害者にとって特に不安定になってしまうと認識していますので、今後も、定着支援に力を入れて行きたいと考え

ています。

- 8 今後も障害児者の福祉、教育、医療に関する制度や事業を策定または変更する際には、必ず検討会を設置し、当連盟をはじめとする障害者団体関係者を委員として参加させ、意見を最大限尊重してください。また、策定・変更時には必ず調査を実施し、その結果を公表してください。

**【回答】**

障害者福祉施策の実施などについては、推薦された障害者本人や関係者を委員とする横浜市障害者施策推進協議会を中心に、障害者施策検討部会などを設け、ご意見をいただいています。また、横浜市障害者プラン（第2期）の策定にあたっては、グループインタビューやアンケートを行い、結果を公表しています。これからも、多くの方々のご意見を伺っていきます。

- 9 当連盟は障害の種別や年齢を越えた各親の会の連合体です。従って、各会が抱える課題は、福祉、教育、保健・医療・労働等多岐にわたると共に、連携が欠かせません。今後より一層連携を強化し、障害者と家族が課題について解決を図れるよう努めてください。

**【回答】**

各会の皆様の抱える課題が、多岐にわたることについて、本市も認識しています。課題解決に向けて、関係機関の連携をより一層強化します。

## **H23年度福祉・療育・医療制度充実のための基本的要望事項**

平成23年8月29日要望。平成24年7月4日回答。

- 1 国は、障害者自立支援法を廃止し新たな法の策定のために当事者等が参画し「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が設置され議論されています。この議論が、障害者や家族の安心した地域生活を実現するものとなるよう、横浜市としても国に働きかけてください。

**【回答】**

「障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会」では、障害者基本法の改正や、障害者自立支援法の廃止後の新法制定などに向けた議論がされています。各法の改正などに向けては、当事者の方々の意見を確認しながら、十分に議論される必要があると考えています。本市としても、国の動きに注視していきます。

- 2 国連で採択された障害者権利条約批准に向け関係法の制定や改正について進めるよう強く国に働きかけてください。また、横浜市としても「障害者プラン」の取り組みと共に、横浜市独自の障害者差別禁止条例を国に先駆けて制定してください。

**【回答】**

本市では、市民一人ひとりがお互い人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人も同じように地域で安心した生活を送れるよう、市民・地域・企業・行政など社会全体による取組を進めるため、平成16年に「横浜市障害者プラン」を策定、平成21年には「障害者プラン第2期」を策定しました。このプランの中では7つの重点施策を設定し、第1期、第2期ともその第一番目に「普及・啓発の更なる充実」を掲げました。これは、すべての人が疾病や障害についての理解を深めることが、障害者への差別をなくすことにつながると考えているためで、これまでも研修や広報などの取組を展開してきました。国では昨年度、障害者基本法を改正したほか、障害者虐待の防止、障害者の

養護者に対する支援等に関する法律が制定されました。現在、内閣府の障がい者制度改革推進本部差別禁止部会で、障害を理由とする差別の禁止に関する法制の制定に向けた検討が行なわれています。平成25年度には「障害者総合支援法」の制定も予定されているなど、障害者の権利に関する条約の批准に向けた国内法の整備が順次、進められています。こうした国の動向を踏まえつつ、本市では今後も障害のある人の人権尊重と、障害への理解を深めるための普及啓発などに取り組んでいきたいと考えています。

- 3 今年3月11日に発生した東日本大震災では、たくさんの人たちが犠牲となり今現在も避難生活を送っている被災者が数多くいます。その中には、当然多くの障害者やその家族がいることは容易に推察できます。災害時における要援護者の避難支援体制の確立は、急務です。これまでの計画そのものも今回の震災を踏まえ、見直すべき点が多くあります。早急に着手してください。また、横浜では特別避難場所が開設されますが、そのこと自体周知不足と言わざるを得ません。各区の防災マップ等へ書き込むことや特別避難場所が必要な人たちにしっかり情報提供されるよう横浜市として取り組んでください。また、区毎に温度差が生じることをないように、収容能力、医療体制の整備等の確保を進めてください。

**【回答】**

横浜市防災計画では、地域防災拠点において災害時に支援が必要な在宅要援護者用のスペースなどの確保に努めることとしています。また、地域防災拠点又は住宅では、必要なケアが出来ないと判断される人は特別避難場所での受入れを行います。今後、特別避難場所を拡充する一方で、特別避難場所の開設方法、地域防災拠点などからの移送方法などについても見直しを行い、特別避難場所を必要とする方が、より円滑に特別避難場所に移ることができるようにしていきます。

- 4 「将来にわたるあんしん施策」の推進項目にある「後見的支援推進事業」については、その制度概要をさらに広く周知するために制度説明の機会を増やしてください。

**【回答】**

後見的支援推進事業は、全市を対象とした将来にわたるあんしん施策説明会で報告を行っています。また、福祉関係者を対象とした横浜市障害者後見的支援制度報告会、当事者、家族会などへの出張説明会などで周知を行っています。今後も、より多くの障害者やご家族、支援者、地域の皆様に、制度をご理解いただくよう周知していきます。

- 5 「将来にわたるあんしん施策」の推進項目の一つに「人材の育成・確保」とありますが、福祉現場での人材不足は依然として大きな課題となっています。昨年の要望に対する横浜市の回答には、「就職フェア」の開催やガイドヘルパー養成研修受講料助成、移動介護単価の見直しがされたとありました。このこと自体評価できることだと思いますが、未だに人材がないという理由からホームヘルパーやガイドヘルパーが利用できないという状況は変わりありません。制度があってもこうした理由から利用できないのでは、障害者や家族は安心できません。どの現場においても質の高いスキルをもつスタッフが増え長く務めることができる環境の整備が必要です。この点に対する将来の見通しと対応策について説明してください。

**【回答】**

障害のある方を支援するスタッフの定着率を高める要素のひとつに給与などの待遇がありますが、障害者自立支援法で定められている事業は、国の責務において検討すべきものと考えます。そのため、国が決定している報酬単価の見直しを大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議などでも国に要望してきており、平成24年度4月から報酬単価が改定されました。本市は、昨年度に引き続き、民間事業所団体などとの協働で「合同就職フェア」を開催し、ガイドヘルパー養成研修受講料助成による人材確保の取組、また、横浜市移動支援事業従事者現任者研修及びサービス提供責任者研修を実施し移動支援を担う人材のスキルアップを図ります。

- 6 「将来にわたるあんしん施策」で掲げられている項目の中には、未だ進められていないものがいくつもあります。この施策にある各項目全ての進捗状況及び成果、見通しについて当連盟をはじめ関係者に対して説明会を開くなど示してください。

**【回答】**

「将来にわたるあんしん施策」の進捗状況などは、当事者やご家族も参画する横浜市障害者施策推進協議会や横浜市障害者施策検討部会でご報告しています。また、各事業の進捗状況などをご説明する機会を設けています。今後も、様々な機会を捉えて、多くの障害者やご家族の皆様にご報告するとともに、ご意見を伺いながら、より良い施策を策定していきます。

- 7 障害者プランで約束したグループホームの設置目標と入居者数は、毎年40ヶ所、200人となっているはずですが、しかし、平成23年度は目標を下回る37ヶ所です。障害者プランで約束した目標を必ず達成してください。また、A型グループホームの補助金は長年据え置き状況にあり、このままでは運営そのものも大変厳しい状況です。A型グループホームがB型へ移行しないと判断した場合でも安定した運営ができるよう運営費の増額を実現してください。

**【回答】**

障害者グループホームの入居者数は、横浜市障害者プラン(第2期)において、平成24年度から平成26年度は、年間200人の増加を目標としており、その目標を達成することができるよう、取り組んでいます。また、グループホームA型では、法定移行に必要なサービス管理責任者研修費用などの経費補助に加え、平成23年度から法定移行に係る事務手続などの代替職員費用などの補助を開始しており、全てのグループホームA型が円滑に移行できるよう、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターと連携しています。

- 8 就労支援については、企業就労への道筋を明確化すると共に就労後の支援が大変重要です。横浜市では、定着支援に対する取り組みはされていますが、まだまだ、現状は就労したもののリタイヤせざるを得ず本人の精神状態も生活も不安定になってしまう方が多くいます。横浜市として企業や市民に対し障害者の就労定着に向けた障害理解の取り組みを進めてください。

**【回答】**

本市内に8か所設置している就労支援センターでは、就労を希望する障害者の求職の支援を始め、安定して働き続けるための定着支援にも力を入れています。また、年々増える定着支援者に対応するため、体験実習や職場定着を支援するボランティア(ハマジョブサポーター)を平成21年度に養成して、定着支援の充実を行っています。離職することは、障害者にとって特に不安定になってしまうと認識していますので、今後も、定着支援に力を入れて行きたいと考えています。また、企業の障害への理解促進を図るため、障害者雇用企業の好事例を様々な媒体で紹介することや、年1回のシンポジウムなどを開催し、周知していきます。今後も、企業や市民の皆様にご理解が促進されるよう取り組んでいきます。

- 9 今後も障害児者の福祉、教育、医療に関する制度や事業を策定または変更する際には、必ず検討会を設置し、当連盟をはじめとする障害者団体関係者を委員として参加させ、意見を最大限尊重してください。また、策定・変更時には必ず調査を実施し、その結果を公表してください。

**【回答】**

障害者福祉施策の実施などに際して、推薦された障害者本人や関係者を委員とする横浜市障害者施策推進協議会を中心に、横浜市障害者施策検討部会などを設け、ご意見をいただいています。これからも、多くの方々のご意見を伺っていきます。また、特別支援教育のあり方などを審議する特別支援教育推進会議に、学識経験者、学校関係者、医

療・療育・福祉等関係者の方々とともに、保護者代表の方も委員として参加していただいています。

- 10 当連盟は障害の種別や年齢を越えた各親の会の連合体です。従って、各会が抱える課題は、福祉、医療、教育、労働等多岐にわたると共に、連携が欠かせません。今後より一層連携を強化し、障害者と家族が課題について解決を図れるよう努めてください。

**【回答】**

各会の皆様の抱える課題が多岐にわたることを本市も認識しています。課題解決に向けて、市内の連携をより一層強化します。

## **H24年度 福祉・療育・医療制度充実のための基本的要望事項**

平成24年8月29日要望。平成25年6月18日回答。

- 1 国は、障害者自立支援法を廃止し新たな法の策定のために、当事者等が参画した「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の骨格提言を受け障害者総合支援法を制定しました。しかしこの法律には、骨格提言の内容がほとんど反映されておらず、多くの課題が残されたままと言わざるを得ません。今後、同部会の骨格提言がしっかり反映されるよう、横浜市としても国に働きかけてください。

**【回答】**

平成24年6月27日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、平成25年4月1日に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと改正されました。この障害者総合支援法について、厚生労働省では、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の骨格提言をはじめ、改正障害者基本法を踏まえた検討を進めたものです。国では、法施行後3年を目途として、障害者などの支援に関する施策を段階的に講ずるための検討を行い、所要の措置を講ずるものとしていることから、本市としても国の動向を注視していきたいと考えています。

- 2 横浜市から、障害者の外出支援について変更案が示されましたが、同案は、障害者が外出するために本来必要な制度と呼ぶことができません。この制度を利用する障害者の立場に立ち、そのニーズを充足した利用しやすい制度となるよう当事者の声を反映してください。

**【回答】**

当事者を交え平成21年度に立ち上げた移動支援再構築プロジェクトや横浜市障害者施策推進協議会での検討を踏まえ、障害者の外出支援制度の見直しをしました。今後も当事者の意見を聞きながら進めます。

- 3 横浜市は、移動支援に関わる人材の確保について、ガイドヘルパー養成研修受講料助成や横浜市移動支援事業従事者現任者研修等に取り組まれていることは、評価できることだと思います。しかし、現在も人材がいないという理由からホームヘルパーやガイドヘルパーが利用できないという状況は変わりありません。また、事業所からも人材不足から本来のニーズが充足できていないという声も耳にしています。すべてに通ずることでありますが、制度があってもこうした理由から利用できないのでは、障害者や家族は安心できません。この点に対する将来の見通しと対応策について説明してください。

**【回答】**

ホームヘルプとガイドヘルプの利用者は毎年増加しています。平成23年10月から同行援護サービスが開始したこともあり、利用者のさらなる増加と、それに伴いヘルパーの需要も高まると見込んでいます。平成24年度からは、ガイドヘルパー養成研修受講料助成事業の対象に同行援護の従事者養成研修終了者を新たに追加して実施しています。平成25年度も引き続き人材の育成に取り組めます。また、事業所登録をしても利用依頼がこないという事業所もあります。そのため、現在6区で実施している移動情報センターでは区内の事業所の情報を把握し、利用者からの相談やコーディネートに取り組んでいます。

- 4 一昨年、東日本大震災では、たくさんの人たちが犠牲となり、今現在も避難生活を送っている被災者が数多くいます。横浜で構築されたこれまでの計画そのものを今回の震災を踏まえ、見直すべき点が多くあります。早急に着手してください。また、未だなお、特別避難場所の場所やその機能は周知不足と言わざるを得ません。障害者、家族、関係者がこうした情報を把握できるよう更なる周知に取り組んでください。また、区毎に温度差が生じることのないよう、収容能力、医療体制の整備等の確保を進め、混乱を最小限にとどめられるように見直してください。

**【回答】**

東日本大震災での教訓を踏まえ、平成25年3月に横浜市防災計画の改訂を行いました。特別避難場所については、援護の必要性の高い方を優先して、区本部長が受入れを決定することになっています。あらかじめ場所や機能についての周知を行っていない場合もありますので、今後周知方法を検討していきます。なお、平成24年7月31日現在で市内415の民間社会福祉施設と、特別避難場所の協力に関する協定を締結しています。今後も施設を増やし収容可能人数を増やすなどの取組を進めていきます。

- 5 「将来にわたるあんしん施策」の推進項目にある「後見的支援推進事業」については、その制度概要をさらに広く周知するために制度説明の機会を増やしてください。

**【回答】**

後見的支援制度については将来にわたるあんしん施策進捗説明会で進捗状況の報告を行っています。また、福祉関係者を対象とした横浜市障害者後見的支援制度報告会の開催、当事者・家族会などへの出張説明会などで周知を行っています。更に、後見的支援推進法人を担う障害者支援センターにより、「後見的支援制度」の全市的な周知活動を実施しています。今後も、様々な機会を捉えて、より多くの障害者やご家族、支援者、地域の皆様に制度をご理解いただけるよう周知に努めます。

- 6 「将来にわたるあんしん施策」では、多くのモデル事業が計画、または進められています。モデル事業が、その後、障害者にとってより良い制度へと転化されるよう、障害者や家族、関係者から意見を求め、その声を反映させた制度づくりに取り組んでください。

**【回答】**

「将来にわたるあんしん施策」では、多くのモデル事業が計画、またはすすめられています。また、今後も年2回実施している説明会などの機会を利用し、多くの方々からご意見を伺いながら、必要な施策を着実に検討・実施していきます。

- 7 障害者地域作業所や地域活動支援センター作業所型は、特別支援学校、養護学校卒業生にとって、重要な進路先の一つです。今後も制度の充実を図っていただくと共に、これからのニーズに沿うべく新規団体の設立を確実なものとしてください。

**【回答】**

障害者地域作業所については、法定事業である地域活動支援センターや障害福祉サービス事業所への移行を推進しています。障害者地域作業所及び地域活動支援センターの



制度の一層の充実は困難ですが、地域活動支援センターは、5か所新設していきます。

- 8 グループホームは地域生活を送るうえでの有効打です。障害者プラン（第二期）では、毎年40ヶ所、目標入居者数は200人となっているはずですが、平成23年度ではこの目標が達成されませんでした。障害者プランにある市民とのこの約束は必ず守ってください。また、グループホームの良さは、地域の中で小規模な単位で暮らせることです。この良さを今後も担保してください。

**【回答】**

平成23年度は、200人分の整備目標を達成しており、平成24年度は、36か所を新設しました。また、平成25年度については、42か所を設置予定です。グループホームの規模については、本市は4名から10名までを1グループホームとしており、今後もこの規模で設置する予定です。

- 9 就労支援については、企業就労への道筋を明確化すると共に就労後の支援が大変重要です。横浜市でも、定着支援に対する取り組みや企業の啓発はされていますが、まだまだ、現状は就労したもののリタイヤせざるを得ず本人の精神状態も生活も不安定となってしまう方々が多くいます。横浜市として企業や市民に対し障害者の就労定着に向けた障害理解の取り組みを進めてください。

**【回答】**

就労支援センターでは、就労を希望する障害者の求職の支援と安定して働き続けるための定着支援に力を入れています。また、増加する定着支援のニーズに対応するため、平成25年4月1日に横浜市内9か所目となる就労支援センターを開所しました。今後も力を入れて取り組みます。また、企業への障害理解の促進を図るため、障害者雇用企業の好事例を様々な媒体で紹介するシンポジウムやセミナーを開催することで、引き続き、企業や市民に対して障害理解が進むよう取り組んでいます。

- 10 今後も障害児者の福祉、教育、医療に関する制度や事業を策定または変更する際には、必ず検討会を設置し当連盟をはじめとする障害者団体関係者を委員として参加させ、意見を最大限尊重してください。また、策定・変更時には必ず調査を実施し、その結果を公表してください。

**【回答】**

障害者福祉施策の実施などに際して、市内障害者団体などから推薦された障害者本人や関係者を委員とする横浜市障害者施策推進協議会を中心に横浜市障害者施策検討部会などを設け、ご意見をいただいています。これからも、多くの方々のご意見を伺っていきます。

- 11 当連盟は障害の種別や年齢を越えた各親の会の連合体です。従って、各会が抱える課題は、福祉、医療、教育、労働等多岐にわたると共に、連携が欠かせません。今後より一層連携を強化し障害者と家族が課題について解決を図れるよう努めてください。

**【回答】**

各会の皆様の抱える課題が、多岐にわたることを本市も認識しています。課題解決に向けて、市内の連携をより一層強化します。

## 平成25年度 基本的要望事項

平成25年8月23日要望。平成26年6月19日回答。

- 1 障害者自立支援法が改正され、今年度より障害者総合支援法が始まりましたが、当事者等が参画した「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の骨格提言の内容はほとんど反映されておらず、多くの課題が積み残されています。「3年を目途に検討を行い、所要の措置を講ずる」とされていますが、横浜市におかれましては、骨格提言が反映されるよう国へ働きかけをしてください。

### 【回答】

平成25年4月1日に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」について、厚生労働省では、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の骨格提言をはじめ、「改正障害者基本法」も踏まえながら検討を進めたものとしています。国では、法施行後3年を目途として、障害者などの支援に関する施策を段階的に講ずるための検討を行い、所要の措置を講ずるものとしています。本市としても国の動向を注視していきたいと考えています。

- 2 新たに始まった「障害児・者の計画相談」は、一人ひとりの暮らしに必要なサービス利用計画を総合的に作成してモニタリングをしていく仕組みになっていますが、横浜においては具体的な進捗が見え難い現状があります。事業所が増えるための報酬の仕組み等、課題解決に向けて国に働きかけをしてください。

### 【回答】

計画相談支援事業は、本市としても重要性を認識しており、平成24年度の対象者拡大開始時から国に対して改善要望を行ってきました。今後も本事業を促進していく必要があると考えているため、他市町村とも協力しながら継続的に改善要望を行っていきます。

- 3 第3期の「横浜市障害者プラン」策定にあたっては、まず、障害のある当事者や家族に暮らしの現状や課題の調査を行ってください。そして、調査結果をもとに「将来にわたるあんしん施策」を含む既存の施策の課題を明確にしプランの策定を進めてください。その際には検討会を設置し原案作りの段階から当連盟をはじめとする障害者団体関係者を委員として参加させ、当事者や家族の意見を尊重してください。障害があっても一人ひとりの願いは異なります。ライフステージにあった多様な暮らし方と、そこに必要な支援を柔軟に選択できるような施策の構築を希望します。

### 【回答】

横浜市障害者プラン（第3期）の策定には、障害当事者や家族にグループインタビューを行いながら進めています。また、平成25年度には、団体などからご紹介いただいた身体障害者・知的障害者・精神障害者の方にお集まりいただき、ワーキンググループを開催するなど、より丁寧にニーズ把握を行いました。当事者の方々へ向けたアンケートも実施しました。これらの調査で得られた課題などは、障害者団体関係者が委員として参加している横浜市障害者施策検討部会を中心に検討を行い、合わせて、横浜市障害者施策推進協議会へも諮りながら、横浜市障害者プラン（第3期）の策定を進めていきます。

- 4 東日本大震災ではたくさんの方が犠牲となり、現在も避難生活を送っている被災者の方がいます。特に、障害児者と家族は、福祉避難場所でも必要な支援を受けることが難しく、大変な苦労をされました。一方、横浜で大きな災害が起きた時にどう動けばいいのかわからず不安をかかえている人が多くいます。ハード面を含め、障害児者が地域防災拠点で過ごすことの困難さは明らかです。また、特別避難場所においても収容能力や医療体制の整備等の確保が充分とは考え難い現状があります。混乱を最小限にとどめられるよう、地域の拠点となる避難場所の充実とともに、特別避難場所に関する情報の

周知をさらに進めてください。また、区毎の温度差が生じることをないように全市的な要援護者の支援策として取り組んでください。

**【回答】**

特別避難場所は、援護の必要性の高い方を優先して、区本部長が受入れを決定するなど、特別避難場所の位置付けや機能を適切に理解していただくよう、効果的な周知方法を検討していきます。なお、平成25年7月31日現在で市内427の民間社会福祉施設と、特別避難場所の協力に関する協定を締結しています。今後も協力施設を増やし、受入れ可能人数を増やすなどの取組を進めていきます。

- 5 「将来にわたるあんしん施策」にある「多機能型拠点」は、これまで生活支援や日中活動支援の利用が難しかった医療ケアの必要な障害児者や家族にとって、早急に必要な機能です。そして、障害の重度化や家族の高齢化がすすむ中で果たす役割は、今後益々大きなものになると想定されます。市内の全方面に多機能型拠点をできるだけ早く整備してください。尚、さらに支援が得られ難かった、動くことができる医療的ケアが必要な人の受入れも可能になるようにお願いします。

**【回答】**

多機能型拠点整備事業は、本市の「中期4か年計画」及び「横浜市障害者プラン」で位置づけ、方面別に市内6か所に整備する予定です。1館目は平成24年10月に栄区に開所し、2館目は平成25年10月に都筑区に開所しました。運営においては、動くことができる医療的ケアが必要な方々も対象とし受入れを行っています。3館目については、平成26年度予算において、瀬谷区での基本設計費を盛り込み、平成29年の開所を目指して整備します。多機能型拠点は、全国的にも先進的な試みです。既存の法定事業を活用するなど効率的な運営ができているか、医療的ケアを必要とする方へのサービスは想定どおり行き届いているかなど、先行2か所での運営状況の把握と検証を実施しながら、早急に整備できるように進めていきます。今後も医療的ケアを必要とする重症心身障害児者などとその家族が身近な地域で安心して生活するための一助となるよう、着実かつ速やかな施設整備ができるように努めます。

- 6 小規模な単位で暮らすグループホームは、障害者地域生活を進めるうえで非常に有効な施策の一つです。次期障害者プランの策定にあたっては、どのような暮らしの場が求められているかのニーズ調査をきちんと行い、設置目標を定めてください。そして、高齢になっても安心して暮らせる施策として、着実に展開をしていってください。一方、現行の「福祉のまちづくり条例」の建築物施行規則では、横浜に小規模なグループホームを増やしていくことが困難です。街全体のバリアフリー化が進むことは必要なことですが、当面の間、グループホームを適用除外としつつ、当条例におけるグループホームの基準がどうあるべきかを早急に検討してください。

**【回答】**

障害者の地域生活を推進するうえで、障害者グループホームが有効な策の1つであることは認識しています。今後のプラン作成では、実態調査やワーキンググループでの意見なども踏まえ、障害者グループホームの設置や、必要に応じてその他の住居形態などの検討を行っていきます。高齢化の対応として、日中の通所が困難になった方が一日を安心して暮らせるように、医療的ケアにも対応したグループホームを、平成26年3月にモデル事業として開始しました。また、高齢になっても現在のグループホームで暮らしていけるよう、既存ホームのバリアフリー工事に対する補助も行っていきます。障害者グループホームは、入所施設や病院と異なり、地域の中で家庭的な雰囲気の下で共同生活を行う住まいの場であることから、「横浜市福祉のまちづくり条例」においては、共同住宅又は寄宿舎として扱うこととしました。よって、1000m<sup>2</sup>未満の障害者グループホームは、「横浜市福祉のまちづくり条例」の適用を受けません。

- 7 平成26年3月には約680名が特別支援学校等を卒業し年々卒業生の人数は増加し

ていきます。そのような状況下、一人ひとりにあった日中活動の場を確保していくには横浜市が地域ニーズを把握し計画的な配置指針を示していただくことが必要と考えます。特に、バリアフリーの環境を必要とする肢体不自由や重症心身障害者の場合、運営側は生活介護等の報酬だけではハード面の整備が厳しく、結果的に進路の幅が狭まる状況があります。このような場合は横浜市から助成等をしてください。また、多様な障害者を受け入れてきた障害者地域作業所・地域活動支援センター作業所型についても、新規の設立を確実なものにしてください。

**【回答】**

日中活動事業所の新規受入れ状況を確認するために、市内施設を対象に受入れ状況調査を実施し進路先を決める際の参考にしていただく資料としています。地域ニーズの把握については、方法などを検討していきます。医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児者の方々のための施設として、多機能型拠点整備事業を行っていますが、3館目については平成26年度予算に瀬谷区での基本設計費を盛り込み、平成29年の開所を目指して整備します。また、多機能型拠点で行う生活介護には、加算の仕組みを設けています。障害者地域作業所については、法定事業である地域活動支援センターや障害福祉サービス事業所への移行を推進しています。障害者地域作業所及び地域活動支援センターの制度の一層の充実は困難ですが、地域活動支援センターの新設については、予算の確保に努めていきます。

- 8 移動支援に関わる人材の確保について、横浜市はガイドヘルパー養成研修受講料助成や従事者現任研修等に取り組みされてきました。しかし現在も人材不足という理由で、ガイドヘルパーやガイドボランティアを利用できない人が多くいます。また、かりに対応可能な事業所が見つかった場合も、移動支援事業の基準時間が30時間になったことで、余暇活動での利用ができにくくなった人が増えています。昨年度は「利用依頼のない事業所がある」という回答がありましたが、どの地域でどのくらいの事業所がそのような状況にあるのかを具体的に教えてください。また、余暇活動は社会生活をするうえで必要不可欠なものです。基準時間に関する考え方を再度見直し、必要な支給時間が決定される仕組みにしてください。

**【回答】**

事業所への利用依頼の状況は、時期などによって変動するものであり、事業所の実施地域についても事業所ごとに異なっていることから、地域ごとの具体的な状況をお答えすることは困難です。本市では、このような状況を踏まえ、ガイドヘルパー派遣事業所などを探すにあたっての支援として、平成23年度から移動情報センターを設置しています。現在9区で設置している移動情報センターでは、ガイドヘルパー派遣事業所やガイドボランティア、福祉有償運送事業所など、移動に関する支援者情報を収集し移動に困難を抱える障害児者などの具体的な相談に対応した、ガイドヘルパー派遣事業所などの情報提供やコーディネートを行っています。また、移動支援事業に関しては、利用状況などを踏まえながら検証を行っていますが、余暇活動については、平成25年度にガイドボランティア事業においても利用できるよう改正しています。なお、移動支援に携わる担い手の確保に向け、平成26年度もガイドヘルパー資格を取得する際の研修受講料助成やガイドボランティア養成研修など、引き続き実施します。

- 9 「将来にわたるあんしん施策」の推進項目にある「後見的支援推進事業」については、その制度概要をより広く周知するための制度説明の機会をさらに増やしてください。

**【回答】**

本市では、将来にわたるあんしん施策進捗説明会で、「後見的支援制度」の進捗状況を報告しています。制度概要については、一般市民・福祉関係者を対象とした後見的支援制度報告会の開催、障害当事者や家族会などへの出張説明会などで周知を行っています。また、後見的支援推進法人を担う障害者支援センターにより、「後見的支援制度」の全市的な周知活動も実施をしています。今後も、様々な機会をとらえて、より多くの

障害者やご家族、支援者、地域の皆様に制度をご理解いただけるよう周知に努めます。

- 10 就労支援については、障害者の企業就労への機会をひろげる取り組みとともに就労後の定着支援が大変重要です。現状は就労したものの人間関係や環境への適応といった課題で退職せざるを得ず、精神状態も生活も不安定になってしまう方々が多くいます。障害者の就労定着支援をさらに強化するとともに、企業や市民に対しての障害理解をより一層進めてください。

**【回答】**

本市では、就労を希望する障害者の求職支援と、就労後に安定して働き続けるための定着支援に力を入れています。平成25年4月には、港北区日吉に市内で9か所目となる就労支援センターを開所するなど、就労支援、定着支援体制の強化を図っています。また、障害理解の促進を図るため、シンポジウムや中小企業向けセミナーを開催するほか、企業の障害者雇用における好事例をホームページで紹介しています。今後も引き続き、企業や市民に対する障害理解が進むよう取り組んでいきます。

- 11 障害児者が生涯にわたり安心して医療が受けられるよう、横浜の医療機関の充実をしてください。専門医の不在やキャリアオーバーの問題、障害特性への配慮などにより必要な医療を受けることが難しく、不安をかかえている人が多くいます。医療は命にかかわる大切なものです。障害児者が直面している様々な医療に関する課題をききとり、横浜の医療体制の整備に反映させてください。

**【回答】**

横浜市障害者プラン（第3期）の策定にあたり、障害児者が直面している様々な医療に関する課題について、障害当事者やご家族などさまざまな方のご意見を伺う機会を設けました。そこで伺った意見を参考に、障害児者のための医療機関の体制のあり方について考えていきます。また、本市の保健医療分野の施策を総合的に体系づけた中期的な指針となる「よこはま保険医療プラン2013」を策定しました。このプランにおいて、医療的ケアを要する障害児者の在宅生活を支えるための支援体制とネットワークの構築を図ることを施策としています。関連部署が連携し課題解決に向けて検討を進めています。

- 12 当連盟は、障害の種別や年齢を越えた親の会の連合体です。各会でかかえる課題は様々で、福祉、医療、教育、労働等多岐にわたりますが、会の目的は一人ひとりが横浜市民として尊重された暮らしの実現にあります。担当部署だけではなく、横浜市として当連盟からの声を受け止めていただき、一人ひとりのライフステージに着目した総合的な課題解決にご尽力いただきますようお願いいたします。

**【回答】**

各会の皆様の抱える課題が多岐にわたることは、本市としても認識しています。課題解決に向けて、福祉、医療、教育、労働などの各部署の連携をより一層強化します。

## **平成26年度 基本的要望事項**

平成26年8月20日要求。平成27年6月18日回答

- 1 障害者施策の策定への当事者や家族の参画について  
今年1月によりやく障害者権利条約が採択されました。大きな前進である一方、障害者差別解消法をはじめとする障害者の権利を実現する社会作りに向けて、私たちも新たなスタートラインにたったと認識しております。横浜の障害福祉は、行政とともに障害

のある当事者と家族、支援者が一体となって作ってきました。今後とも、障害児者施策の策定時には、必ず責任のある立場で障害のある当事者や家族の参画をさせ、主体者の声として尊重してください。

**【回答】**

本市における障害福祉施策に関する方向性を示す「第3期横浜市障害者プラン」の策定にあたっては、これまで実施してきたグループインタビュー、アンケートに加え、新たに当事者ワーキンググループを設置し丁寧なニーズ把握に努めてきました。今後も施策の展開にあたっては、引き続き障害のある当事者と家族、支援者の皆様と意見を交わしながら、一緒に進めていきたいと考えています。

**2 重度の障害のある人の多様な暮らしの実現と地域生活支援の拡充について**

成人になれば、本人が暮らし方を選択することが普通のことです。本人の選択を基本としたライフステージに応じた暮らしが実現できるような仕組みを作ってください。特に、強度行動障害や重症心身障害など重度の障害がある場合、選択の幅が非常に限られており、高齢化した家族がぎりぎりのところで支えている逼迫した状況があります。そして家族が支えられなくなると、本人が慣れ親しんだ日中活動の場から突然離れることになり、短期入所やショートステイを転々としている人もいます。「多様な形態の住まいのあり方」と「住まうために必要な機能（支援）」は本来異なるものです。重度の障害があっても、必要な時期に適切な支援を地域で受けられる仕組みがあれば、暮らし方の選択肢は広がります。第3期障害者プランにおいては、「入居待機者ゼロ」を目標として、行動障害や医療ケアを要するような重度の障害のある人達の地域生活支援策の拡充とともに、入所施設から地域生活へ移行できる仕組みを構築してください。

**【回答】**

本市は、障害者地域活動ホームの整備、グループホームの設置や入所施設における自立に向けた支援など、地域生活を支える仕組みづくり、福祉施設入所者の地域移行を、限られた財源の中で最大限に効果が得られるよう進めてきました。現状と課題をしっかりと把握した上で、「第3期横浜市障害者プラン」においても、行動障害のある方の住まいを始め、障害状況に合わせた住まいなど、障害者が地域で暮らせる環境を充実させるための検討を行います。また、専門的な支援が必要な障害特性のある方が、短期入所などにおいて、受入れが進むよう検討していきます。医療的ケアを要する重度の障害のある方とご家族が地域で安心して生活し続けるため、日中活動や短期入所などの機能がある多機能型拠点についても市内方面別に順次整備していきます。

**3 グループホームの拡充について**

小規模な単位で暮らすグループホームは、障害者の地域生活をすすめるうえで有効な施策の一つですが、現状の仕組みでは医療的ケアのある人や強度行動障害などの重い障害のある人達の入居は厳しい現状があります。また、加齢に伴う生活全体の変化や障害の重度化などに対応できる仕組み作りは、暮らしの継続には必要です。重度化・高齢化のモデル事業の結果を明らかにし、課題を解決していくための具体的な取り組みに着手してください。また、グループホーム入居希望の実態把握をして、必要な数の整備を進めてください。尚、消防法により重度の障害者が入居するグループホームにおいてはスプリンクラーの設置が必要になるとききましたが、事業所の努力だけでは厳しいと思います。重度の障害のある人の暮らしの場が狭まることがないように、必要な助成をしてください。

**【回答】**

障害者の地域生活を推進する上で、障害者グループホームが有効な策の1つであることは認識しています。そのため、「第3期横浜市障害者プラン」においても、引き続きグループホームの設置を進めるとともに、高齢になっても現在のグループホームで暮らしていけるよう既存ホームのバリアフリー等改修工事に対する補助を行っていきます。また、行動障害のある方の住まいについては、必要とされる支援などを整理し支援体制の

ある生活の仕組みづくりについて今後、検討を進めていきます。重度化及び高齢化対応グループホームモデル事業については今後検証を進め、持続可能な仕組みとなるよう社会資源の活用など、様々な選択肢も含めて検討していきます。グループホームにおけるスプリンクラーの設置については、ホーム整備推進を抑制することにならないように、新設ホームがスプリンクラーを設置する場合には、従来の設置費補助金に上乘せして、1ホームあたり100万円を上限に補助を行います。

#### 4 日中活動の拡充について

平成27年3月には市内の特別支援学校等より約720人が卒業しその数は年々増加していきます。そのような状況下、一人ひとりにあった日中活動の場の確保が厳しくなることから、以下のような取り組みが必要と思います。

- (1) これから卒業する人達のニーズを横浜市が把握しどのような地域にどのような日中活動の場が必要なのかを示してください。
- (2) 社会全体のバリアフリーが進むことは望ましいことですが、現行の福祉のまちづくり条例を一律に適用された場合、小規模な日中活動の場の整備が進まないことも想定されます。利用者状況に応じて適用除外等の工夫をしてください。
- (3) 肢体不自由や重心の方の受け入れに必要なバリアフリーの環境整備をする事業所に対しては、事業所の努力だけでは厳しいので整備の為の助成をしてください。
- (4) 多様な障害者を受け入れてきた地域活動支援センター作業所型の新規設立を確実なものにしてください。

#### 【回答】

- (1) 日中活動事業所の新規受入れ状況を確認するために、市内施設を対象に受入れ状況調査を実施し進路先を決める際の参考にしていただく資料としています。地域ニーズの把握については、その方法などを検討していきます。
- (2) バリアフリーの推進と小規模な日中活動の場の整備は、いずれも重要な施策であると認識しています。バリアフリー基準の適用を一律に緩和した場合、利用者によっては、施設利用に制約が生じる可能性があると考えています。施設利用者の障害特性や既存建物の構造上やむを得ない場合には、適用除外とする手続きを迅速に行い、施設の設置を推進していきます。
- (3) 地域活動支援センター作業所型などの設置にあたっては、設置費補助がありますが、制度の拡充は困難です。本市では、医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児者の方々のための施設として多機能型拠点の整備を行っています。今後も肢体不自由や重症心身障害児者の方の受入れ先の拡充について検討していきます。
- (4) 地域活動支援センターを新設するための予算は、平成27年度も計上しています。

#### 5 多機能型拠点施設の早期整備について

医療ケアの必要な障害児者や家族にとって、医療と福祉双方のスタッフより暮らし全般の支援が受けられる多機能型拠点は日常生活に欠かせないものです。障害の重度化や家族の高齢化がすすむ中、果たす役割は益々大きなものになります。市内全方面への設置を早急に進めてください。また、その際、生活介護事業の実施は必須としてください。

#### 【回答】

多機能型拠点整備事業については、本市において「横浜市中期4か年計画」「第3期横浜市障害者プラン」で位置付け、方面別に市内6か所に整備する計画です。1館目は平成24年10月に栄区に開所し2館目は平成25年10月に都筑区に開所しました。3館目については、生活介護事業の実施を必須として、瀬谷区において基本設計を進めています。多機能型拠点は、全国的にも先進的な試みです。既存の法定事業を活用するなど効率的な運営ができているか、医療的ケアを必要とする方へのナースは想定どおり行き届いているかなど、先行2か所での運営状況の把握と検証を実施しながら、早急に整備できるよう進めていきます。今後も医療的ケアを必要とする重症心身障害児者などとその家族が身近な地域で安心して生活するための一助となるよう、着実かつ速やか

な施設整備ができるよう努めます。

## 6 医療について

専門医の不在やキャリアオーバーの問題、障害特性への配慮の不足により必要な医療を受けることが難しく、不安を抱えている人が多くいます。医療は命にかかわる大切なものです。ネットワークの構築を早急に進めるなど、生涯にわたり安心して医療が受けられるような医療体制を整備してください。また、通院時や入院時を支える通院介助や入院時コミュニケーション支援制度があるとはいえ、コミュニケーションの困難な障害がある場合、受診や入院時には家族が付き添わざるをえない状況も多くあります。医療を利用するための施策を充実してください。

### 【回答】

「第3期横浜市障害者プラン」では、「第3章 取組3-1 健康・医療」の中で、医療環境のさらなる整備として、障害特性を理解して対応できる医療機関の増加と、医療ネットワークの構築を図るという方向性を示しています。今後も障害児者のための医療機関の体制や施策について、充実することができるよう、ご意見をいただきながら検討を進めていきます。また、「よこはま保健医療プラン2013」において、『医療的ケアを要する障害児・者の在宅生活を支えるための支援体制とネットワークの構築』を図ることを今後の施策としています。現在、関連部署が連携し、かかりつけ医の確保や入院対応可能な病院などとのネットワークの構築など、課題解決に向けて検討を進めています。

## 7 計画相談の拡充について

障害児・者の計画相談の横浜における進捗状況が見え難い現状があります。本人の願いを受け止め、暮らし全体への支援計画を作成できる人材の育成や実施する事業所を増やしていくための方策を横浜市として検討し、報酬単価の問題等必要なことは国への働きかけを続けてください。

### 【回答】

平成25年度から相談支援従事者初任者研修の定員を100名から200名に変更し、これまで以上に計画相談支援を実施する相談支援専門員の養成に取り組むとともに、相談支援の質を担保するためのスキルアップ研修も内容を見直しながら実施しています。平成27年4月から障害福祉サービス及び地域相談支援の支給決定にサービス等利用計画案が必要となることを受け、本市では、原則として全ての方に計画相談支援を実施することを目指し今後も事業所の増加に向けた取組を継続していきます。また、報酬単価やモニタリングの標準期間などについて、国への働きかけを継続していきます。障害児相談支援については、地域療育センターによる相談支援を中心として、市内39か所で事業を実施していますが、増加している障害児通所支援事業の利用者に支援を行うには相談支援専門員が足りない状況です。引き続き、障害児相談支援の実績のある法人に事業の実施を働きかけていきます。

## 8 要援護者の避難システムについて

東日本大震災の被災地において、障害児者と家族は福祉避難場所でも必要な支援を受けることが難しく、大変な苦勞をされました。一方、横浜で大きな災害が起きた時にどう動けばよいのかわからず不安をかかえている人は未だ多くいます。ハード面からみても、障害児者が地域防災拠点で過ごすことの困難さは明らかです。地域の拠点となる一次避難場所の充実とともに、特別避難場所に関する情報の周知をより進めてください。そして、明らかに特別避難場所でなければ過ごすことが困難な人の場合は、特別避難場所開設と同時に利用できるような仕組みを作ってください。

### 【回答】

特別避難場所は、援護の必要性の高い方を優先して、区本部長が受入れを決定するなど、特別避難場所の位置付けや機能について適切に理解していただくよう、効果的な周



知に引き続き取り組んでいきます。なお、平成26年7月31日現在で市内437の民間社会福祉施設と、特別避難場所の協力に関する協定を締結しています。今後も協力施設を増やし受入可能人数を増やすなどの取組や、迅速に特別避難場所を開設し要援護者の方の受け入れができるよう、日頃から関係機関などが連携を進めていきます。

#### 9 移動支援を拡充するための人材確保と育成について

移動支援に関わる人材の確保策として横浜市はガイドヘルパー養成研修受講料助成や従事者現任研修等に取り組まれてきました。しかし現在も人材不足・利用時間が集中するといった理由で、ガイドヘルパーやガイドボランティアを利用できない人が多くいる現状があります。また、ガイドヘルパーの基準時間が30時間になり、長期の休みや暮らしの一時的な変化で長時間の利用をしたい時期にスムーズな利用ができなくなった方もいます。一人ひとりの暮らしにあわせた利用が確保できるよう、基準時間に関する考え方を再度見直してください。

##### 【回答】

移動支援に携わる人材の確保に向け、ガイドヘルパー資格を取得する際の研修受講料助成やガイドボランティア養成研修などを引き続き実施します。また、「横浜市中期4か年計画」及び「第3期横浜市障害者プラン」に則り、現在9区で設置している移動情報センターを27年度は更に3区で新規開設し担い手の発掘・育成に向けて、取り組んでいきます。ガイドヘルプ事業の支給時間については、基準を30時間としていますが、区役所で利用実態や希望を把握し必要に応じて30時間を超えた決定も可能となっています。なお、余暇活動については、25年度にガイドボランティア事業においても利用できるよう改正しています。

#### 10 就労定着支援の充実と障害理解のための啓発活動について

障害者の企業就労への機会をひろげる取り組みと共に、就労後の定着支援が大変重要です。現状は就労したものの人間関係や環境への適応といった課題で退職せざるを得ず、精神状態も生活も不安定になってしまう方々が多くいます。障害者の就労定着支援をさらに強化するとともに、企業や市民に対しての障害理解をより一層進めてください。

##### 【回答】

本市では、就労を希望する障害者の求職支援と、就労後に安定して働き続けるための定着支援にも力を入れています。引き続き、就労支援センターを中心に関係機関と連携を図りながら、定着支援を強化していきます。また、障害理解の促進を図るため、シンポジウムや中小企業向けセミナーを開催するほか、企業の障害者雇用における好事例をホームページで紹介しています。今後も引き続き、企業や市民に対する障害理解が進むよう取り組んでいきます。

#### 11 後見的支援の周知

「将来にわたるあんしん施策」の推進項目にある「後見的支援推進事業」については、その制度概要をより広く周知するための制度説明の機会をさらに増やして着実に全区展開を進めてください。

##### 【回答】

本市では、これまでも一般市民・福祉関係者を対象とした「横浜市障害者後見的支援制度」報告会の開催、障害当事者や家族会などへの出張説明会などで周知を行っています。また、後見的支援推進法人を担う障害者支援センターによって、「後見的支援制度」の全市的な周知活動も実施しています。今後も、様々な機会を捉えて、より多くの障害者やご家族、支援者、地域の皆様に制度をご理解いただけるよう周知に努めていくとともに、全区での展開に向けて着実に取り組んでいきます。

## 平成27年度 基本的要望事項

平成27年8月26日要望。平成28年3月29日回答

### 1 障害者施策の策定への障害のある本人や家族の参画について

横浜の障害福祉は、行政とともに障害のある本人と家族、支援者が一体となって作ってきました。今後とも、障害児者施策の策定時には、必ず責任のある立場で障害のある本人や家族の参画をさせ、主体者の声として尊重してください。また、障害者総合支援法の施行3年目を迎えましたが、当法の施行にあたっては、本人等が参画した「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の骨格提言の内容の多くは反映されないまま、「3年を目途に検討を行い、所用の措置を講ずる」とされてきました。多くの課題が積み残されており、横浜市におかれましては、骨格提言が反映されるよう強く国へ働きかけて頂きますようお願いいたします。

#### 【回答】

平成27年度から平成32年度までを計画期間とする「第3期横浜市障害者プラン」の策定にあたっては、グループインタビューやアンケートに加え、新たに当事者ワーキンググループを設置し丁寧なニーズ把握に努めてきました。今後の計画の見直しの際にも、当事者同士による意見交換などを実施していく予定です。また、国における「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）施行3年後の見直しに係る対応状況を見守ることとともに、本市における施策展開にあたっては、引き続き障害のある当事者と家族、支援者の皆様と意見を交わしながら、一緒に進めていきたいと考えています。

### 2 全ての障害児者のための横浜市差別解消条例の制定について

障害者権利条約が批准され、横浜市においても障害者差別解消法の施行に向けた取り組みが始まりました。ここでは障害のある人への差別とは何かを具体的な形で共有することから始まり、障害にあわせた配慮とは何かを具体的に示され対処されると期待する一方、個人による差別が除外されたり、自分では意思を伝えることが難しい障害のある人等、谷間が存在することも事実です。また、問題解決の仕組み作りや障害への理解、啓発促進のためにも、横浜市独自の差別解消条例を制定して障害のある人の親や支援者等、代弁者の声も重視していただきますようお願い致します。

#### 【回答】

平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行に向けて、本市では、貴団体にもご協力をいただきながら、障害当事者、障害当事者の家族、弁護士、学識経験者などの方々を委員とする検討部会を設置し平成26年11月から約1年間にわたり、本市が行うべき取組について検討をしていただきました。そして、検討の結果、障害者差別に関する相談体制として相談、調整、あっせんという一連の仕組みを本市独自に構築することや、その仕組みを明確にしておくため、条例の制定を検討することなどの提言をいただきました。本市としては、この検討部会の提言になるべく沿う形で、条例の制定をはじめ、市民・事業者への啓発活動や職員への研修など、障害者差別解消に関する様々な取組を障害のある方や障害のある方のご家族などの参画、協力をいただきながら推進し法律の目的である共生社会の実現につなげていきたいと考えています。

### 3 重度の障害のある人の多様な暮らしの実現と地域生活支援の拡充について

成人になれば、本人が暮らし方を選択することが普通のことです。本人の選択を基本としたライフステージに応じた暮らしが実現できるような仕組みを作ってください。特に、強度行動障害や重症心身障害等重度の障害がある場合、選択の幅が非常に限られており、高齢化した家族がぎりぎりのところで支えている逼迫した状況があります。そして家族が支えられなくなると、本人が慣れ親しんだ日中活動や暮らしの場から突然離れることになり、短期入所やショートステイを転々としている人もいます。多様な住まい

のあり方と、それに必要な支援を受けられる仕組みがあれば、暮らし方の選択肢は広がります。行動障害や医療的ケアを要するような重度の障害のある人達の地域生活支援策の拡充とともに、入所施設から地域生活へ移行できる仕組み構築の一つとして、障害福祉に従事する人材の確保や、人材育成への取り組みを強化してください。例えば、強度行動障害者支援者養成研修を横浜市でも実施してください。また、ヘルパーや、介護職員等に対する「喀痰吸引等研修」の受講者があまり増えていないとききます。福祉従事者による医療的ケアがさらに広がるような方法を考えてください。

**【回答】**

本市は、障害者地域活動ホームの整備、グループホームの設置や入所施設における自立に向けた支援など、地域生活を支える仕組みづくり、福祉施設入所者の地域移行を、限られた財源の中で最大限に効果が得られるよう進めてきました。行動障害のある方への対策については、「第3期横浜市障害者プラン」において、「行動障害のある方の住まい検討」を掲げ、平成27年5月から「知的障害者の住まい検討部会」で、行動障害のある方の住まいに係る検討をしました。本検討部会において、人材育成体系を検討する必要があるという中間報告が出されたため、本市としても必要な取組を検討していきます。また、専門的な支援が必要な障害特性のある方が、短期入所などにおいて、受け入れが進むよう検討していきます。医療的ケアを要する重度の障害のある方とご家族が地域で安心して生活し続けるため、日中活動や短期入所などの機能がある多機能型拠点についても市内方面別に順次整備していきます。また、障害者施設などで働く看護師の支援として、歯科医師による施設への巡回相談や看護師会議を実施して、定着に向けた支援を行っています。

4 グループホームの拡充について

小規模な単位で暮らすグループホームは、障害のある人の地域生活をすすめるうえで有効な施策の一つですが、現状の仕組みでは医療的ケアのある人や強度行動障害等の重い障害のある人達の入居は未だ厳しい現状があります。また、加齢に伴う生活全体の変化や障害の重度化等に対応できる仕組み作りは、暮らしの継続には必要です。重度化・高齢化のモデル事業の結果を明らかにし課題を解決していくための具体的な取り組みに着手してください。また、グループホーム入居希望の実態把握をして、必要な数の整備を進めてください。

**【回答】**

障害者の地域生活を推進する上で、障害者グループホームが有効な策の1つであることは認識しています。そのため、「第3期横浜市障害者プラン」においても、引き続きグループホームの設置を進めるとともに、高齢になっても現在のグループホームで暮らしていけるよう既存ホームのバリアフリーなど改修工事に対する補助を行っています。行動障害のある方の住まいについては、「知的障害者の住まい検討部会」の結果を踏まえ、また、重度化及び高齢化対応グループホームモデル事業については国の動向も見据え、検討していきます。

5 日中活動の拡充について

平成28年3月には市内の特別支援学校等より約740人が卒業しその数は年々増加していきます。そのような状況下、一人ひとりにあった日中活動の場の確保が厳しくなることから、以下のような取り組みが必要と思います。

- (1) これから卒業する人達のニーズを横浜市が把握しどのような地域にどのような日中活動の場が必要なのかを示してください。
- (2) 肢体不自由や重心の方の受け入れに必要なバリアフリーの環境整備をする事業所に対しては、事業所の努力だけでは厳しいので整備の為の助成をしてください。
- (3) 多様な障害がある人を受け入れてきた地域活動支援センター作業所型の新規設立を確実なものにしてください。

**【回答】**

- (1) 日中活動事業所の新規受け入れ状況を確認するために、市内施設を対象に受入状況調査を実施し進路先を決める際の参考にしていただく資料としています。地域ニーズの把握については、その方法などを検討していきます。
- (2) 障害福祉サービス事業所の設置にあたっては、利用者のニーズを的確に捉えて設置を進めていく事業所に対して、設置費補助の支援を進めていきたいと考えています。地域活動支援センター作業所型の設置にあたっては、設置費補助がありますが、制度の拡充は困難です。
- (3) 地域活動支援センターを新設するための予算は、平成28年度も計上しています。

6 多機能型拠点施設の早期整備について

医療的ケアの必要な障害のある人や家族にとって、医療と福祉双方のスタッフより暮らし全般の支援が受けられる多機能型拠点は日常生活に欠かせないものです。障害の重度化や家族の高齢化がすすむ中、果たす役割は益々大きくなりました。市内全方面への設置を早急に進めてください。また、その際、生活介護事業の実施は必須とし、想定される利用者にあわせた建物を整備してください。

**【回答】**

多機能型拠点整備事業については、本市において「横浜市中期4か年計画」及び「第3期横浜市障害者プラン」で位置付け、方面別に市内6か所に整備する計画です。1館目は平成24年10月に栄区に開所し、2館目は平成25年10月に都筑区に開所しました。3館目については、生活介護事業の実施を必須として、瀬谷区に整備予定です。設計が完了したため、平成28年1月に着工し12月にしゅん工する予定です。多機能型拠点は、全国的にも先進的な試みです。既存の法定事業を活用するなど効率的な運営ができているか、医療的ケアを必要とする方へのサービスは想定どおり行き届いているかなど、先行2か所での運営状況の把握と検証を実施しながら、早急に整備できるよう進めていきます。今後も医療的ケアを必要とする重症心身障害児者などとその家族が身近な地域で安心して生活するための一助となるよう、着実かつ速やかな施設整備ができるよう努めます。

7 医療について

専門医の不在やキャリアオーバーの問題、障害特性への配慮の不足により必要な医療を受けることが難しく、不安を抱えている人が多くいます。医療は命にかかわる大切なものです。「第3期障害者プラン」及び「よこはま保健医療プラン2013」において、対応できる医療機関の増加とネットワークの構築を進めることになっていますが、具体的な進捗状況を教えてください。生涯にわたり安心して医療が受けられるような医療体制を整備してください。また、通院時や入院時を支える通院介助や入院時コミュニケーション支援制度があるとはいえ、コミュニケーションの困難な障害がある場合、受診や入院時には家族が付き添わざるをえない状況も多くあります。医療を利用できるよう早急に対応してください。

**【回答】**

「第3期横浜市障害者プラン」では、「第3章 取組3-1 健康・医療」の中で、医療環境のさらなる整備として、障害特性を理解して対応できる医療機関の増加と、医療ネットワークの構築を図るという方向性を示しています。具体的な取組として、市内医療機関などの従事者を対象とした障害特性の理解推進を図るための研修会を開催しました。また、新規事業として掲げた医療機関ネットワークの構築に係る検討も進めており、「小児在宅支援センター（北里大学東病院）」の取組について情報収集や視察などを行い、そこで得た情報も参考に関係部署が調整を進めていきます。今後も障害児者のための医療機関の体制や施策について、充実することができるよう、ご意見をいただきながら進めていきます。

## 8 計画相談の拡充について

横浜における障害のある人達の計画相談進捗状況が見え難い現状があります。本人の願いを受け止め、暮らし全体への支援計画を作成できる人材の育成や実施する事業所を増やしていくための方策を横浜市として検討し報酬単価の問題等必要なことは国への働きかけを続けてください。特に、子どもの時期においては、子どもを育てる家庭の力を育むような支援が重要です。また、ライフサイクルを通じて本人を中心とした支援者の連携の輪を長く継続していく要でもあるので、従事する職員の育成については格別の配慮をいただきますようお願いいたします。

### 【回答】

本市では、計画相談支援を担う相談支援専門員の確保のために、平成27年度から、相談支援専門員になるために受講が条件となっている障害者相談支援従事者初任者研修の定員を、200名から250名に拡大しています。また、横浜市指定特定相談支援事業者『業務ガイドライン』を作成し、指定特定相談支援事業者の指定申請までの流れやその後の活動内容についてまとめました。本ガイドラインを通じて、指定申請の勧奨を行うと共に、相談支援専門員の適切な活動を促しています。さらに、平成28年度からは障害児者の地域の総合相談窓口として基幹相談支援センターを各区に1館ずつ設置する予定としており、各センターは指定特定相談支援事業所の開設支援や相談支援専門員の人材育成の役割を担っていきます。その他にも本市主催のスキルアップ研修などを通じて、相談支援専門員の質の向上を図っていきます。

## 9 要援護者の避難システムについて

東日本大震災の被災地において、障害のある人と家族は福祉避難場所でも必要な支援を受けることが難しく、大変な苦勞をされました。一方、横浜で大きな災害が起きた時にどう動けばよいかかわからず不安をかかえている人は未だ多くいます。ハード面からみても、障害のある人が地域防災拠点で過ごすことの困難さは明らかです。地域の拠点となる一次避難場所の充実とともに、特別避難場所に関する情報の周知をより進めてください。そして、明らかに特別避難場所でなければ過ごすことが困難な人の場合は、特別避難場所開設と同時に利用できるような仕組みを作ってください。

### 【回答】

特別避難場所は、援護の必要性の高い方を優先して、区本部長が受入れを決定するなど、特別避難場所の位置付けや機能について適切に理解していただくよう、効果的な周知に引き続き取り組んでいきます。なお、平成27年7月31日現在で市内451の社会福祉施設などと、特別避難場所の協力に関する協定を締結しています。今後も協力施設を増やし受入可能人数を増やすなどの取組や、迅速に特別避難場所を開設し要援護者の方の受入れができるよう、日頃からの関係機関などが連携を進めていきます。

## 10 移動支援の拡充について

移動支援に関わる人材の確保策として横浜市はガイドヘルパー養成研修受講料助成や従事者現任研修等に取り組まれてきました。しかし現在も人材不足・利用時間が集中するといった理由で、ガイドヘルパーやガイドボランティアを利用できない人が多くいる現状があります。また、ガイドヘルパーの基準時間が30時間になり、必要があっても利用できずに困っている人達があります。特に、通学・通所等の日常生活に利用している場合、長期の休みや暮らしの一時的な変化で30時間を超えて利用をしたい時期にスムーズな利用ができていません。さらに、日中活動支援を受ける為に必要な送迎を家族が行っている人の中には、福祉有償運送や介護タクシー等の経費等、日中活動の支援を受けるための負担が本人や家族に大きくなっています。家族の高齢化等による介護力の低下や、経費負担の重圧によって日中活動利用の継続に大きな不安をかかえている人がいます。一人ひとりの暮らしにあわせたサービスの利用が確保できるよう、支給時間の決定や必要な経費の助成について総合的に見直してください。

**【回答】**

移動支援に携わる人材の確保に向け、ガイドヘルパー資格を取得する際の研修受講料助成やガイドボランティア養成研修などを引き続き実施します。また、「横浜市中期4か年計画」及び「第3期横浜市障害者プラン」に則り、現在12区で設置している移動情報センターを平成27年度に引き続き平成28年度も更に3区で新規開設し、担い手の発掘・育成に向けて、取り組んでいきます。ガイドヘルプ事業の支給時間については、基準を30時間としていますが、区役所で利用実態や希望を把握し必要に応じて30時間を超えた決定も可能となっています。また、余暇活動については、平成25年度にガイドボランティア事業においても利用できるよう改正しています。なお、福祉有償運送や介護タクシーなどの送迎サービスに要する経費への助成は、本市の厳しい財政状況の中、実施することは困難です。

1 1 就労定着支援の充実と障害理解のための啓発活動について

障害がある人の企業就労の機会をひろげる取り組みと共に、就労後の定着支援が大変重要です。現状は就労したものの人間関係や環境への適応といった課題で退職せざるを得ず、精神状態も生活も不安定になってしまう方々が多くいます。障害のある人の就労定着支援をさらに強化するとともに、企業や市民に対しての障害理解をより一層進めてください。

**【回答】**

本市では、就労を希望する障害者の求職支援と、就労後に安定して働き続けるための定着支援にも力を入れています。引き続き、就労支援センターを中心に関係機関が連携を図りながら、定着支援を強化していきます。また、障害理解の促進を図るため、シンポジウムや企業向けセミナーを開催するほか、企業の障害者雇用の好事例をホームページで紹介しています。今後も引き続き、企業や市民に対する障害理解が進むよう取り組んでいきます。

1 2 後見的支援の周知について

「将来にわたるあんしん施策」の推進項目にある「後見的支援推進事業」については、その制度概要をより広く周知するための制度説明の機会をさらに増やして着実に全区展開を進めてください。

**【回答】**

本市では、これまでも一般市民や福祉関係者を対象とした「横浜市障害者後見的支援制度」報告会の開催、障害当事者や家族会などへの出張説明会などで周知を行っています。また、後見的支援推進法人を担う障害者支援センターによって、「後見的支援制度」の全市的な周知活動も実施しています。今後も、様々な機会を捉えて、より多くの障害者やご家族、支援者、地域の皆様に制度をご理解いただけるよう周知に努めていくとともに、平成28年度の全区展開に向けて着実に取り組んでいきます。

## 第4章 構成団体紹介

団体名	特定非営利法人 横浜市手をつなぐ育成会		会員数	450名
代表者	田中 榮子	電話	045-383-9602	
連絡先	横浜市戸塚区戸塚町2804 土屋事務所2号棟202			
設立年月日	1952（昭和27）年 10月			

### 障害の特徴

#### 知的障害者

発達期までに生じた知的機能の障害により、認知能力（理解・判断・思考・記憶等）が平均よりも明らかに遅れている状態です。発達が遅れることで、日常生活・計算や読み書きなどに支障が出る場合があるため、周りからの支援も必要になります。

軽度障害、中度障害、重度障害、最重度障害と4段階に分類されています。

アスペルガー症候群、自閉症、ダウン症、ADHD、LD等の障害や重複障害の方も含まれます。

### 主な活動内容

横浜市の知的障害者本人及び親の会です。

- ・ 社会参加促進事業 「ふれあいショップみなと」・「ふれあいショップのげやま」  
「久保山齋場売店」の運営  
知的障害者の働く場の確保や社会人として自立させることを目的とする。
- ・ 行政への陳情 知的障害者やその家族の生活や本人の働く場の向上を目指し陳情をする。
- ・ 相談活動 知的障害者本人やまたはその家族の相談に対応。
- ・ 研修会 「知的障害者が地域で幸せに暮らすための共に考える集い」と題し、時代に即した講師を招き研修会の開催。本年度は30回目になります。
- ・ 本人部会 バス旅行やカラオケ大会など本人部会を開催し交流を深める。
- ・ 広報活動 年数回広報誌「手をつなぐYOKOHAMA」を発行する。

### 特記事項

#### (困っていること)

障害者本人も親も高齢化し、なかなか活動に参加しにくくなってきている。

情報化時代になり、新しく会へ参加し研修会や活動をいっしょにしなくても…という方が増え、新しく会員になる方も減っている。

横浜市手をつなぐ育成会の今後について、どのような活動が良いか今一度考え直しているところである。



団体名	横浜市自閉症児・者親の会		会員数	607名
代表者	中野 美奈子	電話	045-663-0019	
連絡先	横浜市中区新港町2-2-1 横浜ワールドポーターズ 6F NPOスクエア内			
設立年月日	1979（昭和54）年 6月			

### 障害の特徴

自閉症は先天的な発達障害の一つで、自閉症スペクトラム症候群（ASD）とも言われ、知的障害を伴う方、知的障害を伴わない方もいらっしゃいます。人によって症状が異なる為、周囲から理解が得られにくい障害です。

#### 『コミュニケーション力の問題』

発語が無い方から流暢にお話ができる方がいらっしゃいます。お話ができる方でも、その場の空気が読めなかったり、相手の話す内容を理解出来ていない時があり対人関係でトラブルを起こしてしまうことがあります。

#### 『社会性の問題』

特に子供の頃は、他人に関する関心が薄く、一人遊びを得意としたり、大人になっても、困ったことを相談することが出来なかったり孤立してしまうことがあります。また、相手の指示通りに行動してしまうこともあり、虐めにあったり、犯罪に巻き込まれたりすることもあります。

#### 『想像力の問題』

ごっこ、見立て遊びが苦手です。経験のあることに関しては想像がつくのですが、未経験のことは苦手で、パニックになってしまい、時として自傷・他害行動に繋がってしまうこともあります。

#### 『行動（感覚）の問題』

手をヒラヒラさせたり、クルクル回ったりする時などは、興奮していたり不安だったりすることがあります。また、触覚・味覚・臭覚・苦痛に問題がある方もいらっしゃいます。人に触られることが怖い、野菜が砂を噛むような感覚に陥る、臭いに敏感、やけどをしていても感じない方がいらっしゃいます。

以上のように、自閉症児者に対する障害の理解が大前提で、個々の行動の観察がとても重要な障害だと言えます。

### 主な活動内容

横浜で暮らすすべての自閉症児・者が豊か生活を送ることができるように、行政および関係機関と連携・協力をしながら、様々な活動を通して当事者やご家族を応援していきます

**横浜市への要望書提出**・・・毎年、将来にわたるライフステージを通して十分な支援が受けられるように、こども青少年局・教育委員会・健康福祉局宛てに要望書を提出しています。

**勉強会の開催**・・・ 記念講演会を含めて、年間5回ほどの勉強会を開催しています。

**会報発送**・・・ 親の会会員向けに、年11回の会報を発行しています。

**各区活動・きょうだい会活動**・・・ 神奈川区と港南区において、グループ活動が行われています。

また、自閉症児者のご兄弟が集まってレクリエーション活動を行うきょうだい会も実施されています。

**サークル活動**・・・ ヤッホークラブと称して山登りをするグループがあります。

### 特記事項

#### （困っていること）

- ・ 学齢期以降の社会資源が不足し、高齢となった保護者の介護負担がとても重たい。
- ・ 正しい障害理解がなかなか進まない。

団体名	横浜障害児を守る連絡協議会		会員数	740名
代表者	森 佳代子	電話	045-475-2062	
連絡先	横浜市港北区鳥山町1752番地 横浜ラポール3階			
設立年月日	1973（昭和48）年 12月 1日			

### 障害の特徴

主に知的障害のある幼児から成人期までの子どもたち。  
 自閉症・ダウン症・アスペルガー症候群（発達障害のひとつ）・ADHD（注意欠陥多動性障害）  
 ・LD（学習障害）など、障害の種類や程度も様々である。  
 主に横浜市内の療育センター・幼稚園・保育園・普通学級・個別支援学級・通級・養護学校・特別  
 支援学校・作業所・通所施設・活動ホーム・就労の場などに所属している。

### 主な活動内容

- 保育就学部会 就園・就学前の子どもたちをもつ親の情報交換や研修の場。
- 学校部会 普通級・個別支援級・養護学校等、子どもの教育や、生活面における相談や研修。
- 青年部会 中学校期から高校期までの、主に思春期の子どもをとりまく環境、教育、就学等についての研修。
- 成人部会 18歳以上の子どもたちの、通所や就労等、また生活面、健康面についての研修や意見交換。
- 協力者部会 各地域の訓練会において、障害のある子どもたちの成長を願っている一人として、できる範囲で協力している。また、他の会の協力者と情報交換・勉強会・施設見学等を行っている。
- 広報 連絡ミニコミ誌『てんぼう台』年5回発行 ホームページ管理
- 運営委員会 会長・副会長・各部会の部長・事務局・障害者支援センター職員が、連絡活動について報告や議題について話し合う。（月1回 第2金曜日）
- 研究会 各部会での活動にあてはまらない内容について話し合う。アンケートやそれに基づく報告書の作成、関係機関との話し合い等を行う。

### 特記事項

#### （困っていること）

横浜市内の療育センターの設置が進み、内容も充実してきている。また、放課後児童デイサービスの運営事業所が増え続けている昨今、地域訓練会のあり方、意義が問われはじめている。  
 連絡協は横浜市内の地域訓練会の集合団体である。訓練会は、親と子どもの育ち合いの場として、親・協力者がともに子どもの小さな成長を見守り、子育ての悩みについて、他の親や協力者からヒントが得られるなど温かいふれあいがある。しかし、訓練会は親が運営しているため、役員や役割があり、その負担感で、保育・就業部会までは在籍しても、その後は訓練会を退会する人が増えている。  
 また、障害の見えにくい、いわゆる発達障害の子どもが増えているのも退会の一因となっている。成人部会の親は自分の子育てを振り返り、「子どもが小さい時からもっと丁寧にかかわっておくべきだった」と言う場面もあるので、訓練会で育ち合うことの大切さをどのように広めていったらいいか、また、どのように役割の負担感を解消していくかを、訓練会・連絡協ともに考えているところである。

横浜障害児を守る連絡協議会

URL <http://www.renrakukyo.com/>

団体名	横浜市重症心身障害児・者を守る会		会員数	56名
代表者	国分 和子	電話	045-897-1101	
連絡先	横浜市栄区桂台中4-5 サポートセンター径			
設立年月日	1987（昭和62）年 4月			

### 障害の特徴

医療的ケアを必要とする重症心身障害  
 身体的・知的にも最重度の障害が重複していて、コミュニケーションが難しいですが声や顔の表情で一人ひとり表してくれます。  
 経管栄養（胃ろう・腸ろう・鼻腔）吸引（口腔内・鼻腔内・気管切開（喉から））人工呼吸器を必要とする場合もあります。  
 移動には車イスとストレッチャー型（横になった姿勢）歩行の方もいます。  
 多くのボランティアさん、近隣保育園や小学校・中学校・地域の方たちとふれあう交流をしています。

### 主な活動内容

重症心身障害児者たちが地域社会の中で安心、安定、快適な生活が送れる社会を目指す

- ・ 定期総会
- ・ 役員会 毎月第4月曜日（AM）
- ・ ビイイング 毎月第4月曜日（PM） 家族支援 障害児者からの相談対応
- ・ 講演会・勉強会（不定期）
- ・ 年一回会員・職員を交えて親睦会

### 特記事項

#### （困っていること）

社会福祉法人 訪問の家に所属するため、所属の事業所で密に相談が出来ます。

- ・ 一般の有償の送迎サービス利用  
 たん吸引が必要な場合はそれが出来る介護者の同乗をもとめられ、ガイドヘルパーを同乗するには「親が働いていて対応ができないから」といった特別な事情がないと認められず、行政に認めてもらうのにかなり労力が必要でした。  
 そのため、たん吸引可能なガイドヘルパーの養成推進を望みます。  
 （たん吸引出来るガイドヘルパーが少ない）

団体名	一般社団法人全国心臓病の子どもを守る会 横浜支部	会員数	160名
代表者	鶴見 伸子	電話	045-334-4402
連絡先	横浜市保土ヶ谷区神戸町1-1-605		
設立年月日	1964（昭和39）年 3月 1日		

### 障害の特徴

先天的に心臓に疾患を持ち、他の障害を併せ持っている場合もあります。医療の研究や技術が進み、医療機器・薬も進歩したことにより、大人になれる人が多くなりました。心疾患を抱えながらも社会生活を送れる人が増えています。見た目には分かりにくい内部障害のため、障害の程度やどのような手助けが必要かなどを周囲の人に理解してもらうことが難しい面もあります。

### 主な活動内容

心臓病児が病気にとらわれず社会生活を送れるようにするため、子どもの心身ともに豊かな成長を促し、親をサポートするためのイベント（医療講演会・相談会・様々な講座・運動会・宿泊交流会・クリスマス会等）を開催しています。会報を発行し、会員相互の親睦を図るための懇親会等も開いています。医療・福祉制度の改善や社会保障の充実を求めて、また、一人一人に合わせた配慮のある教育が実現されるよう、行政へ働きかける活動を行っています。

### 特記事項

#### （困っていること）

病気や障害への心配から過保護や過干渉になって親がなかなか子離れできず、心臓病児者の自立を妨げている問題があり、子どもから大人への移行期をどう支援していくか、医療者や教育の専門家を招いての講演会を開いて勉強しています。また、病児者本人同士での話し合いや活動を通して自ら自立の道を探るよう、取り組んでいます。幼いうちに手術を終え、普通の子どもたちと一緒に学ぶ中で、思春期などには周りと同じにはできない自分自身を受け入れ、周囲にも理解してもらうことが難しい時期もあり、それをどうサポートし、どんな環境を整えていけばいいのか、親たちの課題の一つとなっています。

団体名	横浜市肢体不自由児者父母の会連合会		会員数	164家族
代表者	熊坂康	電話	045-532-3821	
連絡先	横浜市都筑区川和町812-12			
設立年月日	1967（昭和42）年 1月 24日			

### 障害の特徴

会員の殆どは、脳性麻痺による肢体不自由児(者)であり、脳性麻痺とは 中枢性神経障害が主軸となり、多くは知的障害や視覚、言語障害などを合併している。

原因は非常に複雑で、妊娠中・出産周辺期・出産後と三つの時期に別れて色々な原因で起る。

脳性麻痺の特徴は、非遺伝性、非伝染性、非進行性であり、然も通性の障害 ではないが、状態像は変化していく。脳性麻痺による知能障害を伴うのは 1/3程度で、残りの2/3は知能は正常。

また、特に障害の重い人を重度重複障害児(者)や重症心身障害児(者)と 呼び、24時間全面介助を必要としている児(者)が会員の中に多数いる。

### 主な活動内容

横浜市内会員の相互、親睦を計り、併せて肢体不自由児(者)の福祉—療育・医療・教育・就労・生き甲斐など—の総合的対策の推進を図ることを目的とする。

- ① 各地区父母の会の連絡調整と強化育成指導。
- ② 肢体不自由児(者)の福祉—療育・医療・教育・就労・生き甲斐など—に関する研究、啓発 及び広報宣伝。
- ③ 肢体不自由児(者)の福祉施策の推進に対する行政機関への働き。
- ④ 神奈川県肢連、全国肢連、神奈川県心身障害児者父母の会連盟、神奈川県肢体不自由児協会等の上部団体との連携協調事業促進。
- ⑤ その他本会の目的を達成するために必要な事項。

### 特記事項

#### (困っていること)

(1) 重度重複障害児の増加による緊急課題

○横浜市北部に肢体不自由児が通える150人規模の特別支援学校を建設し、横浜市北部と川崎市中部・北部の過大校の解消が緊急且つ大きな課題である。神奈川県・横浜市に新校建設を強く働きかけてゆく。

(2) 会員加入の手立て

会員相互の連携を深め、組織の強化と親睦を図るとともに、魅力ある地域活動を展開するために新しい会員の加入を目指す。

○本連合会のホームページを活用し、若い世代の会員の加入を目指す。

○閉会・休会状況にある区に在住する肢体不自由児者とその家族への手厚い支援のために『本部会員』の位置づけにより、会員の加入を目指す。

団体名	神奈川県筋ジストロフィー協会 横浜支部		会員数	50名
代表者	宇野澤 圭佑	電話	045-475-2062	
連絡先	横浜市港北区鳥山町1752 横浜ラポール3階 団体交流室2			
設立年月日	1964（昭和39）年 4月			

### 障害の特徴

筋ジストロフィーとは遺伝性の疾患で、筋肉組織の異常により、進行性の筋力低下や筋の萎縮を起こす病気のことです。遺伝子の異常個所によって様々な症状があります。そのため多くの型に分類されています。世界中で最も多いデュシャンヌ型筋ジストロフィーは筋肉を作る遺伝子上に欠損があり、正常な筋繊維ができない病気です。幼児期には歩けても成長とともに歩けなくなり、20歳前後で亡くなると言われていました。同様の病態で進行が緩やかなものはベッカー型筋ジストロフィーと言います。ほぼ日本だけに見られる福山型筋ジストロフィーは、筋肉組織を繋ぐ糖鎖を作る遺伝子に異常があるための病気です。この遺伝子は胎児期に脳の形成にも影響を及ぼすもので、知的障害も出ます。乳幼児期に首が座らず、一生歩けない方が多く、知的障害のため意思疎通に苦労する方もいます。その他にも肢体型筋ジストロフィー、顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー、筋強直性ジストロフィー等、遺伝子の異常個所がわかっているもの、わかっていないもの併せて30種以上の分類があります。遺伝子の異常個所がわかっているものについては遺伝子治療薬の開発も進んでおり、最も開発が進んでいるデュシャンヌ型筋ジストロフィーの遺伝子治療薬は世界的な治験が行われています。日本では福山型筋ジストロフィーの遺伝子治療薬も研究開発が進んでいます。

### 主な活動内容

- 療育相談事業  
電話や手紙で患者及び家族の相談。ピアカウンセリングを実施
- 企画・調査事業  
市全域の患者及び家族の生活や、医療機関受診の調査
- 研修事業  
患者と福祉関係者で宿泊研修を実施。筋ジストロフィーの病状に適応できるボランティアを育成
- 広報事業  
「横浜市中心身障害児者を守る会連盟」を通じて筋ジストロフィー協会を紹介する活動を実施
- 集団リハビリ事業  
特別支援学校の先生方から各自に合った指導を受けながら集団リハビリスポーツを実施

### 特記事項

#### (困っていること)

様々な型があり、病状も個々人で異なるため、筋ジストロフィー協会の県支部単位で集まっても希少な型の患者家族は他の会員家族から有益な情報を得ることが難しい場合があります。また、遺伝子治療薬の研究開発が進歩し、対象の型の家族だけに有益な情報も出てきています。そこで日本筋ジストロフィー協会では近年、型ごとの分科会を推進しています。2016年9月現在、4つの分科会が立ち上がっています。

- ・福山型「ふくやまっこ家族の会」
- ・筋強直性ジストロフィー分科会
- ・顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー分科会
- ・ベッカー型分科会

また、治験に向けて患者本人の遺伝子登録も推進しています。登録先は5つあります。

- ・ジストロフィノパチー（デュシャンヌ型、ベッカー型）
- ・遠位型ミオパチー
- ・筋強直性ジストロフィー
- ・先天性筋疾患
- ・福山型

団体名	日本二分脊椎症協会 神奈川支部		会員数	75名
代表者	大滝 幸治	電話	045-475-2062	
連絡先	横浜市港北区鳥山町1752番地 横浜ラポール3階			
設立年月日	1973（昭和48）年 4月 1日			

### 障害の特徴

二分脊椎症とは、脊柱（脊椎骨）が先天的に形成不全となり、本来ならば脊椎の管の中にあるべき脊髄が脊椎の外に出て癒着や損傷しているために起こる様々な神経障害の状態を言います。二分脊椎の半数以上に水頭症が合併します。

二分脊椎に因る運動機能障害は多岐にわたり、特に下肢の麻痺や変形、膀胱・直腸障害に因る排泄障害が見られ、その為治療及び治療管理には脳神経外科、小児外科・泌尿器科・整形外科・リハビリテーション科を中心に眼科・皮膚科・内科等を含め、トータルケアが必要とされています。

### 主な活動内容

- ・ 定時総会
- ・ 講演会、勉強会
- ・ ママ会：年1～2回
- ・ 交流会 一泊交流会・クリスマス会
- ・ 支部機関誌「竹馬」発行：年4回
- ・ レクリエーション
  - ショートテニス
  - ローリングバレエ

### 特記事項

#### (困っていること)

- ・ 病気の理解と情報収集
- ・ 「自立」と「自律」のためにできること
- ・ 支部の中での子どもたち同士の交流

団体名	神奈川ヘモフィリア友の会 横浜支部		会員数	50名
代表者	高橋 邦尚	電話	045-475-2062	
連絡先	横浜市港北区鳥山町1752 横浜ラポール3階 団体交流室内			
設立年月日	1969（昭和44）年 4月			

### 障害の特徴

血液中にある凝固因子の中の第Ⅷ因子または第Ⅸ因子の低下または欠乏している疾患で出血が止まりにくい病気。  
 治療方法は、欠損している凝固因子（第Ⅷ因子または第Ⅸ因子）を血液製剤を静脈注射により投与する。  
 特に気を付けなければいけない出血は、頭蓋内出血・腸腰筋出血・関節内出血などがある。

### 主な活動内容

1. 最新の医療情報を得るため講演会を実施。
2. 体験に基づく情報交換の場として、交流会の実施。
3. 会員への情報提供及び意見交換の場としての会報誌の発行。
4. 会員相互の親睦を深めるためのレクリエーションの実施。

### 特記事項

#### (困っていること)

1. 薬害によりHIVに感染させられた人への治療及び精神的フォロー、薬の開発により病状の発症は抑えられてはいるが、継続的服薬が必要な人のための服薬管理、更なる治療法の開発を望みます。
2. 血友病の患者の多くは血液製剤による治療のためC型肝炎に罹患しており、治療方法の開発は日々進められてはいますが、更なる開発を望みます。
3. 血友病の知識のある整形外科医が多くないため、治療を受けたい患者は、時間的にも身体的にもかかりつけ医に出会えるまでに、とても努力が必要となります。  
 関節内出血により関節の変形など、一生涯整形外科の治療が必要となる患者にとっては、整形外科医の不足は、大変重要な問題です。



団体名	先天性四肢障害児父母の会 横浜支部		会員数	85名
代表者	中澤 祥浩	電話	090-2727-1153	
連絡先	横浜市南区山谷72-1-612			
設立年月日	1975（昭和50）年 8月			

### 障害の特徴

お子さんがうまれつき、手や足の形が多くの人とは違う、また欠損などの障害を持つ親と本人の会です。現在、全国に支部があり、会員数は約900家族です。手や足の障害にも色々とあり、手の障害であれば短指、裂手、合指症、多指症、巨指症、絞扼輪症候群、他。足の障害であれば裂足、足欠損、他。ここに挙げた症例は一部です。

### 主な活動内容

- 支部会報の発行
- お子さんがうまれたばかりの親御さんに対して、お話し会や各種相談会、また就学前相談会の開催
- 親睦を広める行事としましては、親睦バザー、クリスマス会、こども交流会、バーベキュー、遠足、音楽発表会、スポーツ大会などを企画・実行
- 講習会や勉強会としましては、リコーダー講習会、医療相談会、就職相談会、障害者差別解消法や障害者権利条約などについての勉強会を開催
- 障害に対しての理解をして貰う為の啓発活動

### 特記事項

(困っていること)

- 障害の状況により障害者手帳の取得が難しい
- 就園、就学に障害を理由に拒否されたり就園、就学後にも不当な差別をされる事例が多い

団体名	横浜てんかん協会		会員数	160名
代表者	阿部 庄治郎	電話	045-475-2360	
連絡先	横浜市港北区鳥山町1752 横浜ラポール3F団体交流室			
設立年月日	1977（昭和52）年 5月 21日			

### 障害の特徴

1. 脳神経の病気である。発作が意識のあるもの、ないものがあり、多様である。発作の前兆もある場合がある。治療は一般に投薬で、長期にわたる。
2. 障害は発育途上での行動制限であるが、薬の開発で発作の7～8割は抑制可能である。
3. 成人になって発病した場合、就労が困難な場合がある。適切な治療と職場、家族等の協力が必要である。

### 主な活動内容

1. 事務局 横浜ラポール3F団体交流室 毎週金曜日14:30～16:00
2. 世話人会 年9回程度
3. 相談活動 会員・非会員対象に電話・面接（毎週火曜日10:30～15:30）
4. てんかん市民講座  
年2回。会員、家族会員、非会員向けに専門医の講演会と個別面談、出席者相互の懇談を行っている。また、隔年毎に教育関係、施設職員等に専門医から講座(午前・午後)を行っている
5. 交流会 会員を対象に、クリスマス会やグループ活動を自立的に行っている。
6. 署名活動 てんかん医療や患者の生活向上に向けた国への請願署名を毎年実施
7. 2013年、『やさしいハンドブック てんかんに寄り添うために』を発刊
8. 他団体との連携 横浜市中心身障害児者を守る会連盟に参加

### 特記事項

#### (困っていること)

1. 会員の減少  
インターネットの情報入手で良しとする傾向があり、また、少子高齢化等で会員の減少傾向が見られる（家族会員も受け入れている）
2. 災害時の対応  
医療機関の地震等の災害で薬の確保が困難な場合への対応、病院、院外薬局等のネットワークづくりをどうするか課題である

団体名	横浜重心グループ連絡会～ぱざぼネット～		会員数	139名
代表者	白井 美幸	電話	045-475-2062	
連絡先	港北区鳥山町1752 横浜ラポール3階			
設立年月日	2001（平成13）年 7月 9日			

### 障害の特徴

身体的にも知的にも最重度の障害が重複している状態で、身体的には首が座っておらず自力では動くことができない状態であることが多く、知的には言葉によるコミュニケーションが難しい状態がほとんどです。しかし本人に発語がなくても会話をある程度理解している場合もあり、重症心身障害の状態にも幅があります。

生きていくために必要な、摂食・排泄・入浴など、ほとんどすべてに介助を必要としている状態であることが多いです。

吸引や経管栄養など、医療的ケアが必要な重症心身障害児者が全体の40%くらいおり、超重症と言われる、人工呼吸器を必要とするような場合も、生後必要な治療が終われば家庭で家族と一緒に生活をしています。

### 主な活動内容

重症心身障害及び肢体不自由児者と家族の地域における「ふつうの暮らし」を目指し、横浜市内で活動している親の会が協力し合って活動しています。活動に参加している団体は12団体です。

地域訓練会グループスヌーピー	華の会（神奈川区）	ハートの会（保土ヶ谷区）
ウイング/スマイリー（港北区）	ピーターパンの会（戸塚区・泉区・栄区）	Crayon（瀬谷区・泉区）
地域訓練会はじめのいっぽ（都筑区）	若葉台リンク（旭区）	種々（金沢区）
地域訓練会ぼかぼかあおぼ（青葉区）	西区生活支援ネットワーク（西区）	

主な活動内容

重症心身障害児者に必要な情報交換、勉強会、シンポジウム  
要望のまとめ  
健康福祉局・子ども青少年局・医療局・横浜市教育委員会・神奈川県教育委員会との話し合い  
ぱざぼのあんしんノートの普及啓発活動

### 特記事項

#### （困っていること）

- 多機能型拠点について  
医療的ケアが必要な重症心身障害者の支援の場が少なく多機能型拠点の整備が待たれている中、3館目の瀬谷の多機能型拠点については29年4月に開所予定となりましたが、その後の進捗が見えません。第3期障害者プランにおいては、29年度に累計4か所、32年度に累計6か所（整備完了）となっております。本プランに基づき着実な整備をする必要があります。
- 日中活動の場について  
毎年40～50名の重症心身障害児が学校を卒業しますが、卒業後の日中活動の受け入れ先が少なく、大きな不安を抱えています。住み慣れた地域で安心して暮らして行くため、助成策の見直しなど様々な手段を講じ、日中活動場所の拡充を図っていくことが喫緊の課題です。
- 肢体不自由特別支援学校の再編整備について  
北綱島特別支援学校の閉校について、2026年度までは上菅田特別支援学校分教室として残すとのことですが、児童生徒の保護者より、横浜市東部から特別支援学校がなくなることへの大きな不安と反対の声が寄せられています。鶴見・港北・神奈川区は人口が多く、重症心身障害の子どもも多い地域です。横浜市全体の特別支援学校の配置のバランスを考えた場合この地域には肢体不自由特別支援学校が必要です。市と県で協議して新たな学校の設置が望まれています。

# 資料集

## 横浜市心身障害児者を守る会連盟30年の歩み

年 月	守る会連盟の動向	横浜市や国等の動向
昭和54年 (1979)		養護学校教育の義務化
昭和56年 (1981)		国際障害者年 国連・国際障害者の10年(1983-1992) 横浜市「よこはま21世紀プラン」策定
昭和61年 (1986)	<b>横浜市心身障害児者を守る会連盟設立</b> 代表幹事：北見 正義 事務局長：石原 辰夫 所在地：横浜市健康福祉総合センター 7階 団体交流室内	設立時の構成団体：15団体（横浜市手をつなぐ育成会/ 横浜市肢体不自由児(者) 父母の会連合会/横浜障害児を守る 連絡協議会/横浜市自閉症児・者親の会/神奈川県筋ジス トロフィー協会横浜支部/横浜市言語聴覚障害児を守る会/ 全国心臓病の子供を守る会・横浜支部/神奈川県「腎炎・ネ フローゼ児」を守る会横浜支部/横浜市てんかん協会/横浜 市二分脊椎症児を守る会/神奈川へモフィリア友の会横浜 支部/横浜市重症心身障害児(者)を守る会/先天性四肢障 害児父母の会横浜支部/ 神奈川県ダウン症父母の会横浜 支部/障害者の将来を考える会)
昭和62年 (1987)	第1回福祉大会開催（以後、毎年開催）	
平成元年 (1989)	事務局長に高橋 将が就任	
平成 2年 (1990)	実行委員会方式で開催していた「ふれあいス ポーツ大会」（※1）を引き継ぎ、横浜市障害 者地域作業所連絡会と共催(平成5年度より主催団 体となり毎年開催)  2代目代表幹事に有馬 録蔵が就任	福祉関係8法の改正
平成 3年 (1991)	横浜市より「ふれあいキャンプ」（※2）の運 営を引き継ぐ（以後、主催団体となり平成27年度 まで毎年開催）	
平成 4年 (1992)	実行委員会より「障害者の成人を祝うつどい」 （※3）を引継ぐ（以後、主催団体となり毎年開 催）  事務局が横浜ラポール団体交流事務室へ移転	アジア太平洋障害者の10年(1993-2002)
平成 5年 (1993)	3代目代表幹事に深澤 忠一が就任	横浜市「ゆめはま2010プラン(長期ビジョン)」策定 「障害者基本法」策定
平成 6年 (1994)	横浜市より運営費補助開始(年間30万円)	横浜市「ゆめはま2010プラン(基本計画)」策定
平成 7年 (1995)		「障害者プラン7か年戦略」策定
平成 8年 (1996)	設立10周年記念式典開催	
平成9年 (1997)		横浜市「ゆめはま2010プラン5か年計画」策定
平成10年 (1998)		中央社会福祉審議会「社会福祉基礎構造改革 について」（中間まとめ）
平成12年 (2000)	事務局長に坂田 信子が就任	「介護保険制度」施行

年 月	守る会連盟の動向	横浜市や国等の動向
平成15年 (2003)		「支援費制度」施行 アジア太平洋障害者の10年(2003-2012)
平成16年 (2004)		横浜市「第1期障害者プラン(2004-2008)」策定 「発達障害者支援法」施行
平成18年 (2006)	設立20周年記念式典開催 横浜市社会福祉協議会より永年会委員(20年)として表彰	「障害者自立支援法」施行 国連にて「障害者権利条約」採択
平成19年 (2007)	4代目代表幹事に八島 敏昭が就任	「障害者権利条約」署名
平成21年 (2009)		横浜市「第2期障害者プラン」(2009-2014)策定
平成22年 (2010)		横浜市「将来にわたるあんしん施策」開始 「障害者自立支援法」改正
平成23年 (2011)	「障害者の成人を祝うつどい」が横浜市補助事業より社会参加推進センターからの委託事業へ変更	「障害者基本法」改正
平成24年 (2012)		「障害者虐待防止法」施行
平成25年 (2013)		「障害者総合支援法」一部施行
平成26年 (2014)		「障害者権利条約」批准 「障害者総合支援法」施行
平成27年 (2015)	「ふれあいキャンプ」事業終了	横浜市「第3期障害者プラン」(2015-2019)策定
平成28年 (2016)	5代目代表幹事に清水 龍男が就任 横浜市社会福祉協議会より永年会委員(30年)として表彰 設立30周年記念式典	「障害者差別解消法」施行

※1 ふれあいスポーツ大会

障害の有無に関わらず、楽しみながら一緒に屋外で身体を動かす機会として始まった取り組み。横浜障害児を守る連絡協議会からのはたらきかけにより、横浜市が昭和59年度に予算化。当初は実行委員会方式で開催していたが、第6回目からは横浜市からの補助を受けて守る会連盟が毎年5月に実施する現在の形となった。(詳細は8ページ)

※2 ふれあいキャンプ

国際障害者年記念事業として横浜市が実施した「沖縄交流の船旅」をきっかけに、昭和57年度より横浜市が始めた障害児・者が、市民やボランティア等と交流しながら夏季の数日を過ごす事業。第11回より横浜市からの補助事業として守る会連盟が実施してきたが、27年度をもって終了した。(詳細は9ページ)

※3 障害者の成人を祝うつどい

昭和48年に、桜木町ゴールデンセンターの従業員向け成人式に肢体障害のある新成人を招待して共に祝う式典から始まった取り組み。ゴールデンセンターと横浜市在宅障害者援護協会(現横浜市社協障害者支援センター)の共催の形を経て、第11回目(昭和58年度)からは障害関係団体有志による実行委員会主催という形となり、平成3年より横浜市の助成を受けて守る会連盟が実施する事業となった(現在は委託事業)。障害のある本人だけでなく、家族や支援者も一緒に安心して参加できる「障害者の成人を祝うつどい」として、年々参加者が増加傾向にある。(詳細は7ページ)

## 編集後記

平成28年7月の幹事会で、今年は連盟発足30周年であり、11月開催予定の福祉大会で配布できるよう『30周年記念誌』を発行することが決まりました。記念誌は発足から10年ごとに発行されています。そこで今回の内容は20周年記念誌に準じることになりました。また、長期にわたる事業の記録として、連盟の沿革を入れることになりました。

本誌は主に①年間4大行事の紹介、②福祉大会の内容紹介、③横浜市政に対する要望書と回答の経過まとめ、④構成団体それぞれの活動内容等の紹介、⑤守る会連盟の30年の沿革の5項目を主体として構成しました。

各項目に関し、編集委員会および幹事会で分担を決め、8月から作成をお願いしました。各構成団体にも同時に構成団体紹介原稿の作成を依頼しました。実行委員と担当は下記の通りです。

清水 龍男	(育成会、代表幹事)	題字、全体統括
熊坂 康	(市肢連、副代表幹事)	発刊にあたって、要望書まとめ
坂田 信子	(事務局)	福祉大会、福祉大会の記録
佐伯 滋	(障害児を守る連絡協議会)	ふれあいスポーツ大会、ふれあいキャンプ
鶴見 伸子	(心臓病のこどもを守る会)	文章校正
中澤 祥浩	(四肢障害児父母の会)	構成団体紹介フォーマット作成
山本 豊	(ヘモフィリア友の会)	障害者の成人を祝うつどい
宇野澤 圭佑	(筋ジストロフィー協会)	手書き構成団体紹介原稿の電子ファイル化 編集長、編集後記

編集作業、版下作成にあたり、20周年記念誌で担当された事務局の青木さんにアドバイスいただきました。また、沿革の作成は障害者支援センターの霧生さん、寄稿文のレイアウト調整は同じく障害者支援センターの川崎さんにご担当いただきました。

原稿はワードまたはエクセルを用いた電子ファイルで作成していただき、記念誌の形にまとめる版下の作成にはエクセルを使用しました。いただいた原稿は基本的にそのまま使用しましたが、一部、編集委員会で読み合わせを行い、修正させていただいた部分も含まれます。ワードで作成された原稿からエクセルに転写する際、1行の文字数を合わせるため、改行位置が原稿と異なります。写真は行事の際、連盟のデジカメで撮影した写真を主に使用しました。また、編集作業上発生した変換ミス、その他誤りがあれば、すべて編集者の責任です。

今回は約3ヶ月という従来より短い期間での作成となりました。編集委員会を6回開き、関係各位に多大なご協力をいただきました。

第1回編集会議	2016年8月20日(土)
第2回編集会議	2016年9月17日(土)
第3回編集会議	2016年9月28日(水)
第4回編集会議	2016年10月15日(土)
第5回編集会議	2016年10月28日(金)
第6回編集会議	2016年11月12日(土)

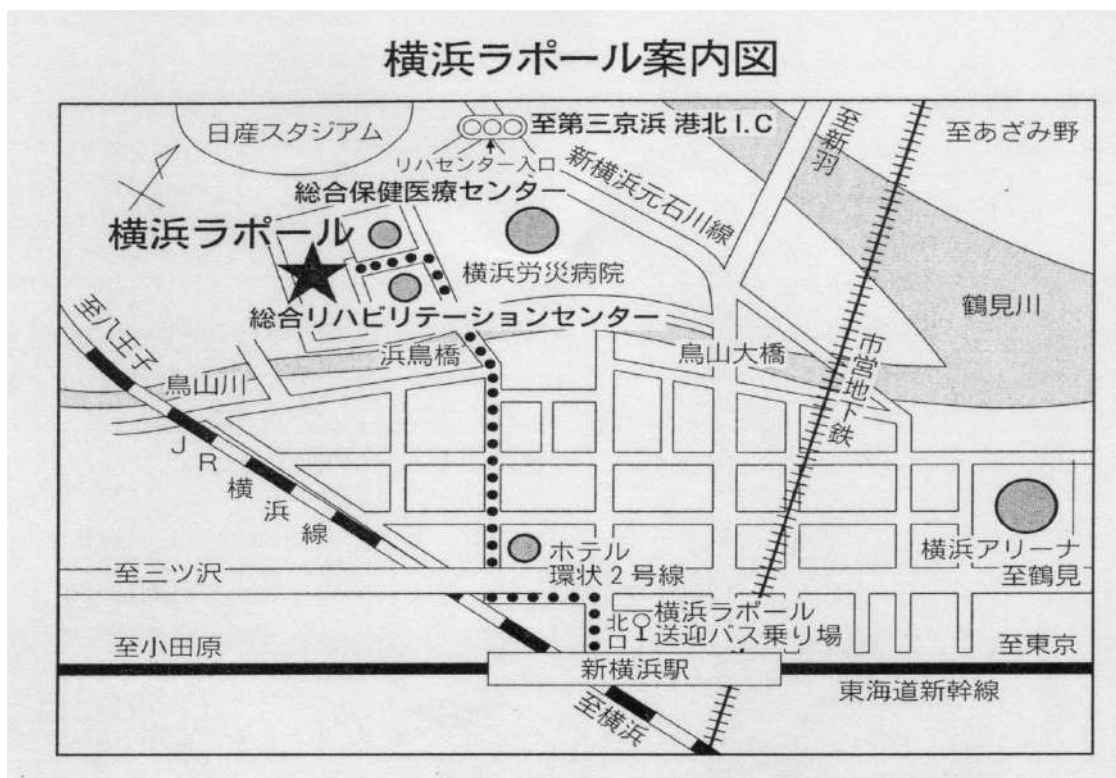


30年という長い年月が経ち、発足当時の活動背景や行事の成り立ちをご存じの方がご高齢となっています。次世代への引き継ぎを視野に入れ、本誌のような記録を残す活動も重要と感じています。

横浜市心身障害児者を守る会連盟の活動を理解していただくために、ぜひ、多くの方々にお読みいただけると幸いです。

編集長：宇野澤 圭佑

## 横浜ラポール案内図



J R・市営地下鉄 新横浜駅から徒歩 約10分  
新横浜駅前から障害者優先の無料送迎バス（リフト付）を運行

〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752番地  
障害者スポーツ文化センター横浜ラポール3階 団体交流ゾーン内  
横浜市心身障害児者を守る会連盟  
TEL：045-475-2062 FAX：045-548-4836



## 記念誌 “塞翁が馬(さいおうがうま)”

「人間万事塞翁が馬」禍福はあざなえる縄の如く分かれ難い。災いだと思っただことが実は大きな幸이었다。障害児を持つ親の多くが経験をする事です。

題字は 清水 龍男 代表幹事

頁	行	誤	正
9	上から 1 1	ボラティアさんと一緒に	ボランティアさんと一緒に
4 3	下から 2	関係各部署の連携を	関係各部署の連携を
5 1	上から 1 5	企業の啓発はされていますが、	企業の啓発はされていますが、
5 7	下から 4	必要とする方へのサービスは	必要とする方へのサービスは